

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
目次 第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方 第2 今後の施策展開の方向 1 基本的視点 (1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の推進 (2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ (3) 関係者間の協働関係の構築 (4) 施策の実行を支える基盤の整備 2 施策別の取組 (1) 普及啓発 (2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保 (3) 動物による危害や迷惑問題の防止 (4) 所有明示（個体識別）措置の推進 (5) 動物取扱業の適正化 (6) 実験動物の適正な取扱いの推進 (7) 産業動物の適正な取扱いの推進	目次 第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方 第2 今後の施策展開の方向 1 基本的視点 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 2 施策別の取組 (1) 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成 (2) 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進 (3) 周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略	目次 1 目的 2 期間 3 対象地域 4 基本的方針 (1) 基本的考え方 (2) 推進計画の目指す目標 (3) 動物愛護管理を推進する各主体の役割と連携 5 施策別の取組み (1) 動物愛護の普及啓発 (2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保 ① 望まない生命誕生の防止（不妊・去勢手術の推進） ② 終生飼養の徹底 ③ 遺棄及び虐待の防止 (3) 動物による危害や迷惑問題の防止 ① 犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底 ② 多頭飼育や飼い主のいないねこ等による迷惑の防止 (4) 所有明示（個体識別）措置の推進 ① 所有明示（個体識別）措置の普及 (5) 動物取扱業の適正化 ① 動物取扱業者の法の遵守の徹底 ② 動物取扱業者の資質の向上 (6) 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進	目次 1 目的 2 期間 3 対象地域 4 基本的方針 (1) 基本的考え方 (2) 推進計画の目指す目標 (3) 動物愛護管理を推進する各主体の役割と連携 5 施策別の取組み (1) 動物愛護の普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成 (2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保並びに返還・譲渡の促進 ① みだりな繁殖の防止（不妊・去勢手術の推進） ② 終生飼養の徹底 ③ 遺棄及び虐待の防止 ④ 譲渡の推進 (3) 周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止 ① 犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底 ② 多頭飼育や飼い主のいないねこ等による迷惑の防止 ③ 特定動物の管理の強化 (4) 所有明示（個体識別）措置の推進 ① 所有明示（個体識別）措置の普及 (5) 動物取扱業の適正化 ① 動物取扱業者の法の遵守の徹底 ② 動物取扱業者の資質の向上 (6) 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進	国指針改正に伴い追加 (1) より移設 国指針改正に伴い追加 (7) ③より移設

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
(8) 災害時対策	(8) 災害対策	(7) 災害時対策 ① 災害時の被災動物に対する救護体制の整備 ② 災害時に適切に行動できる飼い主の育成 ③ 特定動物の管理の強化	(7) 災害対策 ① 災害時の被災動物に対する救護体制の強化 ② 災害時に適切に行動できる飼い主の育成	
(9) 人材育成	(9) 略	(8) 体制整備・人材育成 ① 動物管理センターの機能強化 ② 動物愛護団体、業界団体の育成及び連携 ③ 動物愛護協議会の活用及び動物愛護推進員の活躍の場の拡大	(8) 体制整備・人材育成 ① 動物管理センターの機能強化 ② 動物愛護団体、業界団体の育成及び連携 ③ 動物愛護協議会の活用及び動物愛護推進員の活躍の場の拡大	
(10) 調査研究の推進	(10) 略	(9) 調査研究の推進 ① 動物由来感染症への取組み ② 動物の愛護管理、飼養に関するデータの収集整理	(9) 調査研究の推進 ① 動物由来感染症への取組み ② 動物の愛護管理、飼養に関するデータの収集整理	
第3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項 1 計画策定の目的 2 計画期間 3 対象地域 4 計画の記載項目 5 策定及び実行 (1) 多様な意見の集約及び合意形成の確保 (2) 関係地方公共団体との協議 (3) 計画の公表等 (4) 実施計画の作成 (5) 点検及び見直し	第3、4 略	6 推進計画の実現に向けて (1) 実施計画の策定と公表 (2) 実施計画の達成状況と講ずべき施策の点検及び見直し	6 推進計画の実現に向けて (1) 実施計画の策定と公表 (2) 実施計画の達成状況と講ずべき施策の点検及び見直し	
第4 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し				

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
		<p>1 目的</p> <p>近年、少子高齢化、核家族化など社会構造の 変革が進む中で、人と関わりのある動物を 取りまく環境や動物に対する社会の認識も 大きく様変わりし、犬や猫を中心として、ペ ットは単なる「愛玩動物」から「人生のパート ナー」へとより重要な存在となっている。 また、人間社会の中で、精神面・身体面にお ける癒しの効果や、災害救助・身体障害者の 補助など人々の支えとして活躍する動物も 存在する。</p> <p>一方で、動物に対する価値観の多様性や、 動物の習性・生態等に関する知識不足、飼い 主としての責任感の希薄化等の理由による 動物の虐待や遺棄、近隣への迷惑行為等の問 題も起こっている。</p> <p>これらを背景に、平成 24 年に動物の愛護 及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「動物愛護管理法」という。） が改正（以下、「改正法」という。）され、新 たに人と動物の共生する社会の実現を図る こと、動物の所有者の責務として終生飼養等 が明記され、また動物取扱業の適正化や、人 に危害を及ぼすおそれのある特定動物の管 理など、さらに強化すべき分野も出てきてい る。</p> <p>このような動物を取りまく環境の変化に 対して、行政と関係団体、そして地域社会が それぞれの役割を果たしながら、「人と動物 の共生する社会」の実現に向け、連携・協働 して動物愛護管理の推進を図るため、富山県 動物愛護管理推進計画を策定するものであ る。</p>	<p>1 目的</p> <p>近年、少子高齢化、核家族化など社会構造 の変革が進む中で、人と関わりのある動物を 取りまく環境や動物に対する社会の認識も 大きく様変わりし、犬や猫を中心として、ペ ットは単なる「愛玩動物」から「人生のパート ナー」へとより重要な存在となっている。 また、人間社会の中で、精神面・身体面にお ける癒しの効果や、災害救助・身体障害者の 補助など人々の支えとして活躍する動物も 存在する。</p> <p>一方で、動物に対する価値観の多様性や、 動物の習性・生態等に関する知識不足、飼い 主としての責任感の希薄化等の理由による 動物の虐待や遺棄、近隣への迷惑行為等の問 題も起こっている。</p> <p>これらを背景に、動物の愛護及び管理に関 する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下 「動物愛護管理法」という。）は、5 年を目 途に平成 11 年から定期的に改正されてお り、改正の都度、動物取扱業のさらなる適正 化や、動物虐待に対する罰則が強化されてき た。令和元年の改正（以下「令和元年改正法」 という）では、人に危害を及ぼすおそれのあ る特定動物の規制強化、動物の適正飼養のた めの規制強化、さらにマイクロチップ装着の 一部義務化などが行われたところである。</p> <p>このような動物を取りまく環境の変化に 対して、行政と関係団体、そして地域社会が それぞれの役割を果たしながら、「人と動物 の共生する社会」の実現に向け、連携・協働 して動物愛護管理の推進を図るため、富山県 動物愛護管理推進計画を策定するものであ る。</p>	<p>文言の整理</p>

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
<p>第1 動物の愛護及び管理の基本的な考え方 (動物の愛護)</p> <p>動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守るということにある。動物の愛護とは、動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、その習性を考慮して適正に取り扱うようにすることのみにとどまるものではない。人と動物とは生命的に連続した存在であるとする科学的な知見や生きとし生けるものを大切にすることを踏まえ、動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることが欠かせないものである。</p> <p>人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため、動物の利用又は殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが現実には必要である。しかし、人を動物に対する圧倒的な優位者としてとらえて、動物の命を軽視したり、動物をみだりに利用したりすることは誤りである。命あるものである動物に対してやさしい眼差しを向</p>	<p>第1 動物の愛護及び管理の基本的な考え方 (動物の愛護)</p> <p>動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守るということにあり、動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、その生理、生態、習性等を考慮して適正に取り扱うことである。人と動物とは生命的に連続した存在であるとする考え方や生きとし生けるものを大切にすることを踏まえ、動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることが欠かせないものである。</p> <p>人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため、動物の利用や殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが必要であり、動物の命を軽視したり、みだりに利用したりすることは誤りである。社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図るためには、命あるものである動物に対して優しいまなざしを向ける態</p>	<p>2 期間 この計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とする。 また、状況の変化に適時的確に対応するため、策定後概ね5年目に当たる平成31年度を目途として、その見直しを行うこととする。</p> <p>3 対象地域 この計画の対象地域は、富山県全域とする。</p> <p>4 基本的方針 (1) 基本的考え方 人と動物との長い共同生活のなかで、その関係や動物に対して人が抱く感情は、時代や人によって違いがあるが、どのような動物もその命は人間と同様に大切なものである。人が他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在であるということは、自然の摂理や社会の条理として直視しなければならないが、人が動物に対して圧倒的に優位であると捉え、動物の命を軽視したり、動物をみだりに利用したりすることは誤りである。動物愛護とは、命ある動物に対して優しいまなざしを向け、その尊厳を守ることを基本とするものである。</p>	<p>2 期間 この計画の期間は、令和3年度から令和13年度までの10年間とする。 また、状況の変化に適時的確に対応するため、策定後概ね5年目に当たる令和8年度を目途として、その見直しを行うこととする。</p> <p>3 対象地域 この計画の対象地域は、富山県全域とする。</p> <p>4 基本的方針 (1) 基本的考え方 人と動物との長い共同生活のなかで、その関係や動物に対して人が抱く感情は、時代や人によって違いがあるが、どのような動物もその命は人間と同様に大切なものである。人が他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在であるということは、自然の摂理や社会の条理として直視しなければならないが、人が動物に対して圧倒的に優位であると捉え、動物の命を軽視したり、動物をみだりに利用したりすることは誤りである。動物愛護とは、命ある動物に対して優しいまなざしを向け、その尊厳を守ることを基本とするものである。</p>	<p>年度修正</p>

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
<p>けることができるような態度なくして、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難である。</p> <p>(動物の管理) 人と動物とが共生する社会を形成するためには、動物の命を尊重する考え方及び態度を確立することと併せて、動物の鳴き声、糞尿等による迷惑の防止を含め、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないよう適切に管理される必要がある。</p> <p>このような動物による侵害を引き起こさないように適切に管理するためには、動物の係留、屋内での飼養、みだりな繁殖の防止等の措置を講じる等により、動物の行動等に一定程度の制約を課すことが必要となる場合がある。また、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為のように、その行為がもたらす結果についての管理が適切に行われない場合には、動物による害の増加やみだりな繁殖等、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることについても十分に留意する必要がある。</p> <p>ペットが伴侶動物（コンパニオンアニマル）として生活に欠かせない存在となりつつある一方、動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、人と動物の関わりについても十分に考慮した上で、その飼養及び保管（以下「飼養等」という。）を適切に行うことが求められる。動物の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、自分が第三者に対する加害者になり得ることについての認識がややもすると希薄な傾向にあるが、すべての所有者等は加害者になり得るとともに、</p>	<p>度が求められる。</p> <p>(動物の管理) 人と動物とが共生する社会を形成するためには、動物の命を尊重する考え方及び態度を確立することと併せて、全ての動物の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、その社会的責任を十分自覚し、鳴き声、糞尿等による迷惑を含め、人の生命、身体又は財産の侵害や生活環境の保全上の支障を防止する必要がある。 この際、逸走やみだりな繁殖を防止する措置等により動物の行動等に一定の制約を課す必要が生じる場合があることのほか、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為が、動物による害の増加やみだりな繁殖等、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることにも十分に留意する必要がある。</p> <p>我が国では、幅広い世代に渡る約3割の国民がペットを飼育しており、ペットは伴侶動物（コンパニオンアニマル）として生活に欠かせない存在になっている一方で、動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、人と動物の関わりについても十分に考慮した上で、その飼養及び保管（以下「飼養等」という。）を適切に行うことが求められる。令和元年度の世論調査では、ペットが人に与える影響について肯定的な回答が多い傾向にある一方、否定的な回答も一定数存在した。動物</p>	<p>しかし、人と動物の共生する社会を形成するためには、動物愛護を確立することと併せて、動物の鳴き声、糞尿等による迷惑、または人の生命、身体若しくは財産の侵害が起きることが重要である。そのためには、動物の係留、屋内での飼養、みだりな繁殖の防止等の措置を講じる等動物の行動に一定の制約を課すことが必要になる場合もある。</p> <p>動物の所有者または占有者は、自分が第三者に対する加害者になりうるという認識の下、その社会的責任を十分に自覚して、動物による侵害を引き起こさないように努めなければならない。</p>	<p>しかし、人と動物の共生する社会を形成するためには、動物愛護を確立することと併せて、全ての動物の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、その社会的責任を十分自覚し、動物の鳴き声、糞尿等による迷惑、または人の生命、身体若しくは財産の侵害や生活環境の保全上の支障が起きることのないよう、動物を適正に管理することが重要である。そのためには、逸走やみだりな繁殖を防止する措置等により動物の行動等に一定の制約を課す必要が生じる場合がある。また、所有者がいない動物に対する必然性のない身勝手な餌やり等の行為が、動物による害の増加やみだりな繁殖等を引き起こす場合があることにも十分に留意する必要がある。</p> <p>動物の所有者等は、自分が加害者になりうるという認識の下、その社会的責任を十分に自覚して、適正な飼養に努めなければならない。</p>	<p>国指針改正に伴い追加</p>

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
<p>すべての人が被害者になり得るものであるという認識の下に、所有者等は、動物を所有し、又は占有する者としての社会的責任を十分に自覚して、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を引き起こさないように努めなければならない。</p> <p>(合意形成)</p> <p>国民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別である。例えば、家庭動物等の不妊去勢措置、猫の屋内飼養、動物実験、畜産等における動物の資源利用、様々な動物を食材として利用する食習慣、狩猟等の動物の捕獲行為、動物を利用した祭礼儀式、外来生物の駆除、動物の個体数の調整、安楽殺処分等については、これらの行為が正当な理由をもって適切に行われるものである限り、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「動物愛護管理法」という。）やその精神に抵触するものではないが、現実には、これらの行為に対する賛否両論が国内外において見受けられる。</p> <p>このように、個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべきものであろう。しかし、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、国民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものでなければならない。また、動物愛護の精神を広く普及し、我々の身についた習いとして定着させるためには、我が国の風土や社会の実情を踏まえた動物の愛護及び管理の考え方を、国民的な合意の下に形成していくことが必要で</p>	<p>の所有者等は、ほえ癖や臭気等による迷惑や被害の加害者になり得ることへの意識がややもすると希薄な傾向にあるが、被害者の置かれた状況を認識し、動物を所有し、又は占有する者としての社会的責任を十分に自覚して、適正な飼養等に努めなければならない。</p> <p>(合意形成)</p> <p>国民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別である。例えば、家庭動物等の不妊去勢措置、猫の屋内飼養、動物実験、畜産等における動物の資源利用、様々な動物を食材として利用する食習慣、狩猟等の動物の捕獲行為、動物を利用した祭礼儀式、外来生物の駆除、動物の個体数の調整、安楽殺処分等については、これらの行為が正当な理由をもって適切に行われるものである限り、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）やその精神に抵触するものではないが、現実には、これらの行為に対する賛否両論が国内外において見受けられる。様々な状況におけるペットの殺処分に対する意識を問う令和元年度の世論調査の質問では、けがや病気で回復の見込みがない場合に殺処分を許容できるとする回答は全体の 4 割であった。</p> <p>このように、個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべきものであろう。人と動物の共生は、人が、社会の中において、動物をそれぞれの役割に応じて適正に取り扱うことも包含しており、合理的な目的に応じて、適正な動物の取扱いがなされるならば、実験動物や家畜等の利用についても、共生の在り方の一つであると考えられる。また、動物が社会や自然環境に及ぼす正と負の側面に関する知見の蓄積や、消費行動等の個人や社会の活動が動物の世界に与えている影響</p>	<p>動物の愛護及び管理に関しては多様な意見があるが、動物愛護の精神を広く普及、定着させるために、住民の合意の下に、普遍性及び客観性の高い社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方を形成していく必要がある。</p>	<p>動物の愛護及び管理に関しては多様な意見があるが、動物愛護の精神を広く普及、定着させるために、住民の合意の下に、普遍性及び客観性の高い社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方を形成していく必要がある。</p>	

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
<p>ある。</p> <p>第2 今後の施策展開の方向 1 基本的視点 (1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の推進 動物の適切な愛護及び管理は、国民の間における共通した理解の形成がなくては進み難いものである。動物の愛護及び管理に関する活動は、古い歴史を有し、多くの貢献をしてきたが、国民共通の理解の形成にまでは至っていない。 平成24年の動物愛護管理法の改正により、人と動物の共生する社会の実現を図ること、動物の所有者の責務として終生飼養等が明記されたこと等も踏まえ、今後とも、多くの国民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促すことができる施策を、学校、地域、家庭等において展開する必要がある。</p> <p>(2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ 動物の愛護及び管理に関する施策の対象と</p>	<p>等、人と動物の関係を考える上での新たな状況や視点に留意した対応も求められている状況にある。</p> <p>その上で、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、普遍性及び客観性の高いものであるとともに、国民的な合意の下に形成していくことが必要である。動物愛護の精神を広く普及し、我々の身についた習いとして定着させ、「人と動物の共生する社会」の実現に向けた将来ビジョンの形成を目指していくためには、我が国の風土や社会の実情、日本人の動物観の特質や海外との違いを踏まえ、人と動物の関係についての丁寧な議論を積み重ねることが重要である。</p> <p>第2 今後の施策展開の方向 1 基本的視点 (1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の推進 動物の愛護及び管理に関する活動は、古い歴史を有し、多くの貢献をしてきたが、適切な愛護及び管理の基盤となるべき国民共通の理解の形成までには至っていない。人と動物の共生する社会の実現を図るためには、今後とも、多くの国民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促していく施策を、学校、地域、家庭等において展開し、社会を構成する全ての当事者が、適正飼養の観点から必要な取組を推進するとともに、国民の動物に対する考え方が多様であることを前提に、目指す社会の姿や動物の取扱いに関する行為規範の在り方について、中長期的に検討していく必要がある。</p> <p>(2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ 動物の愛護及び管理に関する施策の対象と</p>	<p>(2) 推進計画の目標 動物を慈しみ、その尊厳を守り、「人と動物の共生する社会」を実現するためには、本県においても、毎年約1千頭の命を致死処分している現実を認識し、飼い主はもとより、行政、関係団体等の連携・協力の下、犬猫の致死処分頭数をゼロに近づけるよう、取り組まなければならない。 平成20年度に策定した推進計画における平成29年度に達すべき目標は、犬及び猫の引取頭数の半減及び致死処分率の減少であったが、平成24年度末に概ね達成している。 本県における犬及び猫の引取頭数は、全国に比較して少なく、減少傾向にある(平成24年度 犬の引取数：82頭、猫の引取数：817匹)ことから、飼養動物を終生飼養する動物愛護の思想が一定程度、県民に定着してきていると考えられる。 一方、致死処分率は、犬の譲渡事業推進により、全体的に減少しているが、猫については、離乳前の子猫の引取りの割合が多く、譲</p>	<p>(2) 推進計画の目標 動物を慈しみ、その尊厳を守り、「人と動物の共生する社会」を実現するためには、本県においても、毎年約200頭の命を致死処分している現実を認識し、飼い主はもとより、行政、関係団体等の連携・協力の下、犬猫の致死処分頭数をゼロに近づけるよう、取り組まなければならない。 平成25年度に策定した推進計画においては、犬及び猫の致死処分頭数75%減(平成18年度比較)が目標であったが、犬では平成26年度から、猫では平成28年度から目標を達成している(令和元年度 犬の致死処分頭数：11頭、猫の致死処分頭数：153頭)。また、令和元年度の致死処分頭数の約半分は、譲渡することが適切でない(治療の見込みがない病気や攻撃性が強く馴化が困難である等)動物の致死処分数や、引取り後死亡した数であり、致死処分頭数の減少ペースは、鈍化すると考えられる。 本県における犬及び猫の引取頭数は、全国</p>	<p>新たな目標を設定した理由を追加</p>

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
<p>なる動物は、家庭動物のみならず、展示動物、実験動物、産業動物、危険な動物（特定動物）等であり、人の占有に係る動物が幅広く対象とされている。その施策の分野も、普及啓発、飼養保管、感染症予防、流通、調査研究等、広範囲にわたっており、様々な実施主体によって、それぞれに係る法令等に基づく施策が進められている。一方、動物の愛護及び管理に関する問題は、国民のライフスタイルや価値観等の在り方に深く関わるものであるという性質を有しており、施策の効果や結果がすぐには現れないものが多い。このようなことから、動物の愛護及び管理に関する施策を着実に進めていくためには、長期的視点から総合的かつ体系的に各種施策が取り込まれるようにしていく必要がある。</p> <p>(3) 関係者間の協働関係の構築</p> <p>動物愛護管理法の施行に関する事務の多くは、都道府県、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）の所掌するところとなっているが、その事務を円滑かつ効果的に進めるためには、都道府県、指定都市及び中核市にとどまらないすべての地方公共団体の関与の下に、動物の愛護及び管理に関係している者の積極的な協力を幅広く得ながら、その施策の展開を図っていくことが肝</p>	<p>なる動物は、家庭動物のみならず、展示動物、実験動物、産業動物、危険な動物（特定動物）等であり、人の占有に係る動物が幅広く対象とされている。その施策の分野も、普及啓発、飼養保管、感染症予防、流通、調査研究等、広範囲にわたっており、様々な実施主体によって、それぞれに係る法令等に基づく施策が進められている。一方、動物の愛護及び管理に関する問題は、国民のライフスタイルや価値観等の在り方に深く関わるものであるという性質を有し、施策の効果や結果がすぐには現れないものが多い。また、動物の愛護及び管理の分野においても、科学的・客観的な知見等の収集と政策の目的や効果の明確化を行い、適切な情報共有を通じて証拠に基づく政策立案（EBPM；Evidence - based Policymaking）を推進していくことが求められている。各種施策を着実に進めていくためには、長期的に、かつ科学、法律、倫理・動物観、生活・経済等の多角的な視点から動物の取扱いを検討し、できる限り定量的かつ客観的な内容を備えた目標及びその達成手段等を設定して、総合的かつ体系的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(3) 関係者間の協働関係の構築</p> <p>法の施行に関する事務の多くは、都道府県、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）の所掌するところとなっているが、その事務を円滑かつ効果的に進めるためには、都道府県、指定都市及び中核市にとどまらない全ての地方公共団体の関与の下に、動物の愛護及び管理に関係している者の積極的な協力を幅広く得ながら、その施策の展開を図っていくことが肝要である。</p>	<p>渡が困難であるため、致死処分率の減少が図られていない（平成 24 年度 98.5%）。今後、猫における不妊・去勢手術の啓発や地域猫活動の推進、終生飼養など県民全体の愛護思想のさらなる普及が求められる。</p> <p>本推進計画においては、犬及び猫の致死処分頭数 75%減（平成 18 年度比較）を目標とし、引取頭数のさらなる減少と譲渡事業の推進に取組む等、各施策を通じて広く動物愛護思想の普及を図る。</p> <p>(3) 動物愛護管理を推進する各主体の役割と連携</p> <p>動物に係る問題は、地域に密着した問題から広域的な問題まで様々であり、その対応は県のみならず、市町村、動物の飼い主や地域住民、関係団体等が関わることを求められる。</p> <p>このため、各主体は、それぞれ次のような役割を果たし、互いに連携して、本計画の推進に努めるものとする。</p> <p>・県の役割</p> <p>県は、動物愛護管理の普及啓発、犬及び猫の引取り、負傷動物の収容、第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出の受理及び監視指導、特定動物の飼養・保管許可及び監視指導、動物愛護協議会の開催、動物愛護推進員の委嘱、放浪犬の捕獲・抑留、動物由来感染症の調査研究等多岐にわたる事業を実施してきている。</p> <p>本計画を推進するに当たって、国、市町村、関係団体等との連絡調整等を行い、効率的な</p>	<p>に比較して少なく、減少傾向にある（令和元年度 犬の引取数：15 頭、猫の引取数：274 頭）ことから、飼養動物を終生飼養する動物愛護の思想が一定程度、県民に定着してきていると考えられる。</p> <p>本推進計画においては、所有者明示の促進（マイクロチップの装着）及び猫における不妊・去勢手術の啓発により、引取頭数のさらなる減少に取り組み、犬及び猫の致死処分頭数 50%減（平成 30 年度比較）を目標とし、各施策を通じて広く動物愛護思想の普及啓発を図る。</p> <p>(3) 動物愛護管理を推進する各主体の役割と連携</p> <p>動物に係る問題は、地域に密着した問題から広域的な問題まで様々であり、その対応は県のみならず、市町村、動物の飼い主や地域住民、関係団体等が関わることを求められる。</p> <p>このため、各主体は、それぞれ次のような役割を果たし、相互理解に基づく多様な関係者の主体的な参画・協働によって、本計画の推進に努めるものとする。</p> <p>・県の役割</p> <p>県は、動物愛護管理の普及啓発、犬及び猫の引取り、負傷動物の収容、第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出の受理及び監視指導、特定動物の飼養・保管許可及び監視指導、動物愛護協議会の開催、動物愛護推進員の委嘱、放浪犬の捕獲・抑留、動物由来感染症の調査研究等多岐にわたる事業を実施してきている。</p> <p>本計画を推進するに当たって、国、市町村、関係団体等との連絡調整等を行い、効率的な</p>	

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
<p>要である。このためには、国、地方公共団体等の行政機関、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等の適切な役割分担の下に、動物の愛護及び管理に関する関係者のネットワークが国及び地域のレベルにおいて重層的に作られていくようにする必要がある。また、関係者間相互の共通認識の形成がしやすくなるように、施策の目標及びその目標達成のための手段等については、できる限り定量的かつ客観的な内容を備えたものとするのが重要である。</p>	<p>動物の愛護と管理をめぐる課題に、地域の実情も踏まえて効果的に取り組むためには、指定都市及び中核市以外の市区町村を含む行政間及び行政内の部局間の連携や、動物愛護推進員や動物愛護の地域ボランティア及び民間団体の協力が重要であり、このためには、国、地方公共団体等の行政機関、獣医師会、企業、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関、地域ボランティア等の適切な役割分担の下に、動物の愛護及び管理に関する関係者のネットワークが国及び地域のレベルにおいて重層的に作られていくようにする必要がある。取組に際しては、相互理解に基づく多様な関係者の主体的な参画・協働によって、地域づくり、社会福祉、公衆衛生といった社会課題の同時解決を図る視点が必要である。</p>	<p>動物愛護管理行政の推進が図られるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 富山市の役割 中核市である富山市は、保健所を設置し、市町村の業務とされる犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事務、災害時対策等を行うほか、動物愛護管理の普及啓発、犬及び猫の引取り、負傷動物の収容、第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出の受理及び監視指導、放浪犬の捕獲・抑留を県と同様に実施している。その他、県の所管する動物愛護推進員の業務の遂行、動物愛護協議会の委員として動物愛護管理推進計画の推進に当たって協力している。 今後も、引き続き県と連携の上、動物愛護管理行政の推進に努める。 市町村（富山市を除く。）の役割 市町村は、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事務を行い、狂犬病予防対策を実施している。 動物愛護管理に関する多くの課題は、地域社会に密着したものであるため、市町村におけるきめ細やかな対応が必要となる場合が多い。市町村は、住民に最も近い立場で、県と連携の上、地域における動物愛護及び適正飼養の普及等に努める。 飼い主の役割 動物の飼い主は、法令を遵守し、その動物の生理、生態及び習性等を理解した上で、愛情を持って終生にわたり適正に飼養すると 	<p>動物愛護管理行政の推進が図られるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 富山市の役割 中核市である富山市は、保健所を設置し、市町村の業務とされる犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事務、災害時対策等を行うほか、動物愛護管理の普及啓発、犬及び猫の引取り、負傷動物の収容、第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出の受理及び監視指導、放浪犬の捕獲・抑留を県と同様に実施している。その他、県の所管する動物愛護推進員の業務の遂行、動物愛護協議会の委員として動物愛護管理推進計画の推進に当たって協力している。 今後も、引き続き県と連携の上、動物愛護管理行政の推進に努める。 市町村（富山市を除く。）の役割 市町村は、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事務を行い、狂犬病予防対策を実施している。 動物愛護管理に関する多くの課題は、地域社会に密着したものであるため、市町村におけるきめ細やかな対応が必要となる場合が多い。また、災害時には、市町村が避難所設置主体となるため、動物との同行避難者の受け入れ体制を整備する必要がある。市町村は、住民に最も近い立場で、県と連携の上、地域における動物愛護及び適正飼養の普及等に努める。 飼い主の役割 動物の飼い主は、法令を遵守し、その動物の生理、生態及び習性等を理解した上で、愛情を持って終生にわたり適正に飼養すると 	<p>文言追加</p>
<p>(4) 施策の実行を支える基盤の整備 動物の愛護及び管理に関する施策の推進を図るためには、これを支える基盤の整備が重要である。このため、国及び地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、<u>動物愛護推進員等の委嘱の推進、動物愛護団体、業界団体等の育成支援及び基幹的な拠点としての動物愛護管理施設等の拡充並びに調査研究の推進等による動物の愛護及び管理についての知見の拡充等を進めることにより、施策の実施体制のより一層の強化を図る必要がある。</u></p>	<p>(4) 施策の実行を支える基盤の整備 動物の愛護及び管理に関する施策の実行を図るためには、これを支える基盤の整備が重要である。具体的には、国及び地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、関係団体や動物愛護推進員の育成と活動支援並びに災害対応や多様な関係者の参画・協働にも役立つ地域拠点としての動物愛護管理センターを始めとした動物愛護管理施設の機能の拡充等が必要である。また、国は、地方公共団体等の取組を支える科学的・客観的な知見やデータ等の蓄積による調査研究の推進、ガイドライン等の作成、研修会の開催等を通じた技術的支援を行うことなどにより、施策の実施体制のより一層の強化を図る必要がある。</p>	<p>動物愛護管理行政の推進が図られるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 富山市の役割 中核市である富山市は、保健所を設置し、市町村の業務とされる犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事務、災害時対策等を行うほか、動物愛護管理の普及啓発、犬及び猫の引取り、負傷動物の収容、第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出の受理及び監視指導、放浪犬の捕獲・抑留を県と同様に実施している。その他、県の所管する動物愛護推進員の業務の遂行、動物愛護協議会の委員として動物愛護管理推進計画の推進に当たって協力している。 今後も、引き続き県と連携の上、動物愛護管理行政の推進に努める。 市町村（富山市を除く。）の役割 市町村は、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事務を行い、狂犬病予防対策を実施している。 動物愛護管理に関する多くの課題は、地域社会に密着したものであるため、市町村におけるきめ細やかな対応が必要となる場合が多い。市町村は、住民に最も近い立場で、県と連携の上、地域における動物愛護及び適正飼養の普及等に努める。 飼い主の役割 動物の飼い主は、法令を遵守し、その動物の生理、生態及び習性等を理解した上で、愛情を持って終生にわたり適正に飼養すると 	<p>動物愛護管理行政の推進が図られるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 富山市の役割 中核市である富山市は、保健所を設置し、市町村の業務とされる犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事務、災害時対策等を行うほか、動物愛護管理の普及啓発、犬及び猫の引取り、負傷動物の収容、第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出の受理及び監視指導、放浪犬の捕獲・抑留を県と同様に実施している。その他、県の所管する動物愛護推進員の業務の遂行、動物愛護協議会の委員として動物愛護管理推進計画の推進に当たって協力している。 今後も、引き続き県と連携の上、動物愛護管理行政の推進に努める。 市町村（富山市を除く。）の役割 市町村は、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事務を行い、狂犬病予防対策を実施している。 動物愛護管理に関する多くの課題は、地域社会に密着したものであるため、市町村におけるきめ細やかな対応が必要となる場合が多い。また、災害時には、市町村が避難所設置主体となるため、動物との同行避難者の受け入れ体制を整備する必要がある。市町村は、住民に最も近い立場で、県と連携の上、地域における動物愛護及び適正飼養の普及等に努める。 飼い主の役割 動物の飼い主は、法令を遵守し、その動物の生理、生態及び習性等を理解した上で、愛情を持って終生にわたり適正に飼養すると 	<p>文言追加</p>

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
		<p>いう責務がある。動物に対する感情は人によって様々であり、迷惑等を及ぼすことのないよう、地域社会への配慮に努めなければならない。</p> <p>このような責務を果たすことができないと考えられる場合には、動物を飼わないということも重要な判断である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物取扱業者の役割 動物取扱業者は、その業の目的から多くの動物に接する機会があるが、業に当たっては法令を遵守し、動物の尊厳を守り、動物の生理、生態及び習性等に適した方法で行わなければならない。 また、動物の飼い主に最も身近な専門家として、飼い主に対し、動物の取扱方法等について適切な助言を行う等、動物の適正飼養の普及推進を図るという社会的な役割を果たすことが求められる。 ・動物愛護推進員の役割 動物愛護推進員は、動物愛護及び適正飼養について県民に対し普及啓発し、また、必要に応じて不妊・去勢手術に関する助言や、譲渡の支援等、県等の行う施策への協力を行うことが求められる。 ・動物愛護団体及び業界団体の役割 動物愛護団体及び業界団体は、それぞれの目的及び適性に合った活動を行い、動物の愛護及び適正飼養の普及啓発に寄与するとともに、行政や他の団体と連携協力し、専門知識の共有を図り、よりよい動物愛護管理の普及推進を図ることが求められる。 ・県民の役割 	<p>いう責務がある。動物に対する感情は人によって様々であり、迷惑等を及ぼすことのないよう、地域社会への配慮に努めなければならない。</p> <p>このような責務を果たすことができないと考えられる場合には、動物を飼わないということも重要な判断である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物取扱業者の役割 動物取扱業者は、その業の目的から多くの動物に接する機会があるが、業に当たっては法令を遵守し、動物の尊厳を守り、動物の生理、生態及び習性等に適した方法で行わなければならない。 また、動物の飼い主に最も身近な専門家として、飼い主に対し、動物の取扱方法等について適切な助言を行う等、動物の適正飼養の普及推進を図るという社会的な役割を果たすことが求められる。 ・動物愛護推進員の役割 動物愛護推進員は、動物愛護及び適正飼養について県民に対し普及啓発し、また、必要に応じて不妊・去勢手術に関する助言や、譲渡の支援等、県等の行う施策への協力を行うことが求められる。 ・動物愛護団体及び業界団体の役割 動物愛護団体及び業界団体は、それぞれの目的及び適性に合った活動を行い、動物の愛護及び適正飼養の普及啓発に寄与するとともに、行政や他の団体と連携協力し、専門知識の共有を図り、よりよい動物愛護管理の普及推進を図ることが求められる。 ・県民の役割 	

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
<p>2 施策別の取組</p> <p>施策別の取組は次のとおりである。関係機関等は、これらの施策について、平成 35 年度までにその実施が図られるように努めるものとする。</p> <p>(1) 普及啓発</p> <p>①現状と課題</p> <p>動物の愛護及び管理を推進するためには、広く国民が、終生飼養の責務、動物の虐待の防止及び動物の適正な取扱いに関して正しい知識及び理解を持つことが重要である。このため、国、地方公共団体等によって、動物の愛護及び管理の普及啓発事業が行われてきており、徐々に浸透しつつあるが、まだ十分ではなく、動物の愛護及び管理の意義等に関する国民の理解を更に推進する必要がある。また、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されており、適正な方法による機会の確保が求められている。このような現状において、国及び地方公共団体、獣医師会、業界団体、</p>	<p>2 施策別の取組</p> <p>施策別の取組は次のとおりである。関係機関等は、これらの施策について、令和 12 年度までにその実施が図られるように努めるものとする</p> <p>(1) 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成</p> <p>①現状と課題</p> <p>動物の愛護及び管理を推進するためには、広く国民が、終生飼養の責務、動物の虐待の防止及び動物の適正な取扱いに関して正しい知識及び理解を持つことが重要である。このため、国、地方公共団体等によって、動物の愛護及び管理の普及啓発事業が行われてきており、徐々に浸透しつつあるが、まだ十分ではない。また、国民の動物に対する考え方が多様であることを前提に、社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行為規範について、その整理と相互理解の醸成に向けた取組の必要性が指摘されている。こうした現状を踏まえつつ、動物の愛護及び管理の意義等に関する国民の理解を更に推進する必要がある。また、生命尊重、友愛等の情操の涵養</p>	<p>人と動物の共生する社会を形成するためには、県民一人ひとりの理解と協力が必要である。そのため、人が動物に対して抱く感情は様々であることを前提とした上で、県民一人ひとりが動物の愛護及び管理について考え、普遍性及び客観性の高い社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方の形成に努めることが求められる。</p> <p>5 施策別の取組み</p> <p>(1) 動物愛護の普及啓発</p> <p>～現状と課題～</p> <p>人と動物の関係は時代と共に変化してきたが、現代では特に「人生のパートナー」としてのペットの需要が高く、県内でも犬・猫を中心として、数多くの動物が飼養されている。</p> <p>しかし、どのような動物もその命は人間と同様に大切なものであるということがときに忘れ去られ、遺棄や虐待等、命を軽視されることがある。人は他の生物を利用し、犠牲にして生活しているが、そのことを直視しつつも、人は命ある動物に対して優しいまなざしを向け、その尊厳を守るようにしなければならない。</p> <p>したがって、飼い主の都合等により、やむなく飼育することができなくなった犬・猫については、できる限り生存の機会が与えられるよう譲渡を進めるとともに、譲渡を通して適正飼養の啓発に繋げる必要がある。</p> <p>このことから、広く県民が、終生飼養の責務や動物の虐待の防止と動物の適正な取扱いに関して正しい知識及び理解を持つこと</p>	<p>人と動物の共生する社会を形成するためには、県民一人ひとりの理解と協力が必要である。そのため、人が動物に対して抱く感情は様々であることを前提とした上で、県民一人ひとりが動物の愛護及び管理について考え、普遍性及び客観性の高い社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方の形成に努めることが求められる。</p> <p>5 施策別の取組み</p> <p>(1) 動物愛護の普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成</p> <p>～現状と課題～</p> <p>人と動物の関係は時代と共に変化してきたが、現代では特に「人生のパートナー」としてのペットの需要が高く、県内でも犬・猫を中心として、数多くの動物が飼養されている。</p> <p>しかし、どのような動物もその命は人間と同様に大切なものであるということがときに忘れ去られ、遺棄や虐待等、命を軽視されることがある。人は他の生物を利用し、犠牲にして生活しているが、そのことを直視しつつも、人は命ある動物に対して優しいまなざしを向け、その尊厳を守るようにしなければならない。</p> <p>[削除]</p> <p>そのためには、県民の動物に対する考え方が多様であることを前提に、広く県民が、終生飼養の責務や動物の虐待の防止と動物の</p>	<p>国指針改正に伴い追加</p> <p>国指針改正に伴い追加</p>

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
<p>動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等を始めとした関係者の連携協力の下に、様々な機会をとらえて教育活動や広報活動等に取り組むことが求められている。</p> <p>②講ずべき施策</p> <p>ア 国及び地方公共団体は、関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動、広報活動等を実施すること。特に、所有者等の責務のうち、終生飼養や適切な繁殖制限措置を講ずることについて積極的に広報すること。</p> <p>イ 動物との触れ合い事業の推進に当たっては、適正な飼養管理や動物のストレスを減らす配慮が必要であり、国によるガイドライン作成など、そのあり方について検討すること。また、情操の涵養等を目的とした学校飼育動物についても同様の配慮が行われるよう検討すること。</p>	<p>の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されており、適正な方法による機会の確保が求められている。このような現状において、国及び地方公共団体、動物愛護、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等を始めとした関係者の連携協力の下に、様々な機会を捉えて教育活動や広報活動等に取り組むことが求められている。</p> <p>② 講ずべき施策</p> <p>ア 国及び地方公共団体は、動物愛護推進員、関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動、広報活動等を実施すること。特に、所有者等の責務のうち、逸走の防止、終生飼養及び適切な繁殖制限措置を講ずることについて積極的に広報すること。</p> <p>イ 社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行為規範について、幅広い関係主体の参画による議論を活性化しつつ、中長期的に検討していくこと。</p> <p>ウ 動物を見せることや動物と触れ合うことを目的とした、動物の展示利用については、多種多様な利用形態ごとに意義と課題を整理するとともに、情操の涵養等、その効用を効果的にもたらすこと及び感染性の疾病の予防等、動物の健康及び安全を確保することの双方の観点から、展示利用における動物の取扱いに関する基本的な考</p>	<p>が重要であり、理解を深める良い機会である愛護事業の実施とその周知が求められる。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 市町村広報やパンフレット、ポスター、愛護事業等を活用した啓発</p> <p>地域住民にもれなく配付される市町村広報を利用した動物愛護の啓発のほか、動物管理センター及び厚生センター等が主体となり、動物取扱業者、富山県獣医師会、動物愛護団体、動物愛護推進員等の協力を得て、市町村、公共施設、動物取扱業者の店舗の他、県民の多く集まるイベントや施設にもポスター類を掲示する等、啓発に努める。</p> <p>また、県や動物愛護団体等が実施する動物愛護フェスティバル等の愛護事業において、楽しみながら動物愛護について理解を深める機会を提供する。</p> <p>(イ) 小学校等における動物ふれあい教室等の開催</p> <p>小学校等において、関係団体の協力のもと、動物とのふれあい授業等を行うことで、動物に対する愛護の精神を育み、命の尊さや知識の普及を図る。実際に動物を飼養している子どもだけでなく、全く動物に触れたことのない子どもも対象とすることで、広く動物に対する関心を高めることを目指す。</p> <p>また、図書館や児童館等において動物愛護出前講座を実施する。</p>	<p>適正な取扱いに関して正しい知識及び理解を持つことが重要であり、理解を深める良い機会である愛護事業の実施とその周知が求められる。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 市町村広報やパンフレット、ポスター、愛護事業等を活用した啓発</p> <p>地域住民にもれなく配付される市町村広報を利用した動物愛護の啓発のほか、動物管理センター及び厚生センター等が主体となり、動物取扱業者、富山県獣医師会、動物愛護団体、動物愛護推進員等の協力を得て、市町村、公共施設、動物取扱業者の店舗の他、県民の多く集まるイベントや施設にもポスター類を掲示する等、啓発に努める。</p> <p>また、県や動物愛護団体等が実施する動物愛護フェスティバル等の愛護事業において、楽しみながら動物愛護について理解を深める機会を提供する。</p> <p>さらに、ボランティアや動物愛護団体等の関係機関との連携を深め、関係機関が積極的に動物愛護活動に取り組めるよう支援する。</p> <p>(イ) 小学校等における動物ふれあい教室等の開催</p> <p>小学校等において、関係団体の協力のもと、動物の健康及び安全を確保しながら、動物とのふれあい授業等を行うことで、動物に対する愛護の精神を育み、命の尊さや知識の普及を図る。実際に動物を飼養している子どもだけでなく、全く動物に触れたことのない子どもも対象とすることで、広く動物に対する関心を高めることを目指す。</p> <p>また、図書館や児童館等において動物愛護出前講座を実施する。</p>	<p>関係機関との連携強化を追記</p> <p>国指針改正に伴い追加</p>

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備考
現 行	改 正	現 行	改正案	
	<p>え方を整理・検討すること。また、学校飼育動物の取扱いに関しても同様に基本的な考え方を整理・検討すること。</p>	<p>(ウ) 子犬・子ねこの譲渡会の開催及び広報 動物管理センターにおいて、子犬・子ねこの譲渡会を行い、持ち込まれた子犬・子猫の命を救い、できる限り新しい家庭へ送り出すとともに、譲渡時には、飼い主になろうとする者に適正飼養等に関する講習を受講してもらうことによって、優良な飼い主の育成を図り、受講者に地域のアドバイザー的役割を果たしていただくよう協力を求める。 <u>さらに、改正法において引き取った犬猫の譲渡が努力義務化されたことを受け、県において引き取った子猫の譲渡を進めるため、譲渡事業の充実を図る。</u> また、県のホームページによる広報をはじめ、市町村等の協力を得て積極的に県民への制度の周知に努める。</p> <p>(エ) わんわんパートナー（成犬譲渡）事業の拡充及び広報 引き取られた成犬のうち、動物管理センターにおいて適性があると認められるものを、動物指導員等が再教育したうえで新しい家庭へ送り出すとともに、譲渡時には、飼い主になろうとする者に適正飼養等に関する講習を受講してもらうことによって、優良な飼い主の育成を図り、地域のアドバイザー的役割を果たしていただくよう協力を求める。 また、県のホームページによる広報をはじめ、市町村等の協力を得て積極的に住民への制度の周知に努める。</p> <p>(2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保</p>	<p>[削除] → (2) ④へ</p> <p>[削除] → (2) ④へ</p>	
(2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全	(2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の	① <u>望まない生命誕生の防止（不妊・去勢</u>	(2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保 <u>並びに返還・譲渡の促進</u> ① <u>みだりな繁殖の防止（不妊・去勢手術</u>	国指針改正に伴い追加 文言の整理

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
<p>の確保</p> <p>①現状と課題</p> <p>適正飼養を推進するためには、飼い主に対する教育が重要であり、国、地方公共団体等によって、そのための様々な取組が行われてきているが、依然として安易な購入と飼養放棄、遺棄、虐待等の問題が一部において発生している。こうした問題を踏まえ、平成 24 年の動物愛護管理法改正により、所有者等の責務として終生飼養や適正な繁殖に係る努力義務が明文化された。</p> <p>また、都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数は、平成 16 年度の年間約 42 万頭から平成 23 年度は年間約 22 万頭と大幅に減少したが、殺処分率は約 94%(平成 16 年度)から約 79%(平成 23 年度)への減少となっており、殺処分率の減少に向けた更なる取組が必要である。なお、地方公共団体によっては、早くから引取り数を減少させる取組や返還・譲渡を推進してきたことにより、平成 23 年度には平成 16 年度比で引取り数の半減や殺処分率の減少等を達成した地方公共団体もあることを踏まえ、それぞれの実情に応じた取組を検討する必要がある。</p> <p>② 講ずべき施策</p> <p>ア みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制等による終生飼養の徹底、販売時における動物取扱業者からの説明・指導等が適切に行われる</p>	<p>確保並びに返還・譲渡の促進</p> <p>① 現状と課題</p> <p>適正飼養を推進するためには、飼い主に対する教育が重要であり、国、地方公共団体等によって、そのための様々な取組が行われてきているが、依然として安易な購入と飼養放棄、遺棄、虐待等の問題が一部において発生している。こうした問題を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号。以下「令和元年改正法」という。）により、遺棄、虐待等に対する罰則の引上げ等が行われた。</p> <p>また、都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数は、平成 16 年度の年間約 42 万頭から平成 30 年度は年間約 9 万頭、殺処分率は平成 16 年度の約 94%から平成 30 年度の約 42%へと大幅に減少した。一方で、殺処分を減らすことを優先した結果、譲渡適性のない個体の譲渡による咬傷(こうしょう)事故の発生や、譲渡先の団体における過密飼育等、動物の健康及び安全の確保の観点からの問題が生じているとの指摘がある。今後は、令和元年改正法において地方公共団体が所有者不明の犬又は猫の引取りを拒否できる場合が規定されたことや、早くから引取り数・殺処分率の削減等を進めてきた地方公共団体や野犬(やけん)等が多く収容される地方公共団体もあることを踏まえ、動物の適正飼養を推進しつつ、殺処分を減らしていく必要がある。</p> <p>②講ずべき施策</p> <p>ア 犬又は猫について、地方公共団体からの譲渡時、及び動物取扱業者からの販売時等において、遵守すべき飼養保管の基準に基づき、原則として繁殖を制限しなければ</p>	<p>手術の推進)</p> <p>～現状と課題～</p> <p>動物管理センターに搬入され、致死処分となる動物の多くは、生まれたばかりの子猫である。その背景として、不妊・去勢手術のなされていない飼い主のいない猫の存在と、子猫は貰い手が見つかりにくいという事情がある。また、飼養者が、生まれた子犬・子猫を飼養する意思はあっても、適正な多頭飼育は困難であり、近隣への迷惑となるおそれもある。</p> <p>これらを受け、改正法において所有者の責務として適正な繁殖制限措置に係る努力義務が明文化された。</p> <p>望まない命の誕生を未然に防ぐため、犬及び猫に対する不妊・去勢手術を普及推進する必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 市町村広報やパンフレット、ポスター、愛護事業等を活用した啓発</p> <p>地域住民にもれなく配付される市町村広報を利用した不妊・去勢手術の普及や放浪犬</p>	<p>の推進)</p> <p>～現状と課題～</p> <p>動物管理センターに搬入される動物の多くは、子猫である。その背景として、不妊・去勢手術のなされていない飼い主のいない猫の存在がある。また、飼養者が、生まれた子犬・子猫を飼養する意思はあっても、適正な多頭飼育は困難であり、近隣への迷惑となるおそれもある。</p> <p>これらを受け、改正法において所有者の責務として適正な繁殖制限措置が義務化された。</p> <p>みだりな繁殖を未然に防ぐため、犬及び猫に対する不妊・去勢手術を普及推進する必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 市町村広報やパンフレット、ポスター、愛護事業等を活用した啓発</p> <p>地域住民にもれなく配付される市町村広報を利用した不妊・去勢手術の普及や放浪犬</p>	<p>文言の整理</p> <p>法改正に伴い修正</p>

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
<p>ようにすること等により、平成 35 年度の都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数について、平成 16 年度比 75%減となる概ね 10 万頭を目指す。また、法改正により地方公共団体の努力義務として明文化された元の所有者等への返還又は飼養を希望する者への譲渡等について、インターネット等を活用しながら進めることによりその殺処分率の更なる減少を図ること。</p> <p>イ 動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法及び虐待の具体的事例が動物愛護管理法に明記されたこと並びに愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたことの周知徹底等を図るとともに、警察との連携をより一層推進することにより、遺棄及び虐待の防止を図ること。</p>	<p>ならないことについて説明が行われるようにすること、安易な飼養の抑制等により終生飼養を徹底すること、みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置を徹底すること、マイクロチップの装着等による所有明示措置を推進すること、及び遺棄の防止を行うこと等により、地方公共団体における犬及び猫の引取り数について、更なる減少を図ること。</p> <p>イ 犬及び猫の殺処分を透明性を持って戦略的に減らしていくことが必要であり、以下の殺処分の 3 分類の特に②に属する個体の返還及び適正な譲渡促進を積極的に進め、令和 12 年度の殺処分数について、平成 30 年度比 50%減となるおおむね 2 万頭を目指すこと。また、①、③については飼い主責任の徹底や無責任な餌やりの防止により引取り数を減少させ、結果的に該当する動物の数を減らしていくこと。</p> <p>①譲渡することが適切ではない（治療の見込みがない病気や攻撃性がある等） ②①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難） ③引取り後の死亡</p> <p>ウ 野犬が多い地域等では、引取り数・殺処分率又は殺処分数を減少させるため、集中的に捕獲を実施し、野犬の再生産を抑制することが必要な場合があり、短期的にこれらの数値が増加してもやむを得ない面があることなどを踏まえ、中長期的な視点に立ち、地域の実情に応じた殺処分と譲渡の考え方を整理するとともに、必要な普及啓発等の取組を推進すること。</p> <p>エ 犬又は猫の譲渡の促進に当たっては団体への譲渡が効果的であることを踏まえつ</p>	<p>や飼い主のいない猫の発生防止の啓発のほか、動物管理センター及び厚生センター等が主体となり、動物取扱業者、富山県獣医師会、動物愛護団体、動物愛護推進員等の協力を得て、市町村、公共施設、動物取扱業者の店舗の他、県民の多く集まるイベントや施設等にポスター類を掲示する等、啓発に努める。</p> <p>(イ) 子犬・子猫の持込者及び多頭飼育者に対する直接指導 動物管理センター及び厚生センター等は、子犬・子猫の引取りを求める者及び不適切な多頭飼育をしている飼い主に対して、不妊・去勢手術の必要性を教示する。</p> <p>(ウ) 獣医師及び動物取扱業者による不妊・去勢手術の啓発 日常的に動物やその飼い主と接触する機会の多い獣医師及び動物取扱業者は、動物の診療や販売等の際に、飼い主に対し、不妊・去勢措置に伴う飼養や健康上のメリット・デメリットについて啓発し、新たな命を望まない場合は、不妊・去勢手術を受けさせるよう教示に努める。</p> <p>② 終生飼養の徹底 ～現状と課題～ 動物を飼う際には、その動物の一生を看取ることが前提となるが、現実には最期まで飼いきれずに、県等に対し引取りを求める飼い主も存在する。 その原因としては、安易な飼養開始によるものや、しつけの悪さ、望まない命の誕生に</p>	<p>や飼い主のいない猫の発生防止の啓発のほか、動物管理センター及び厚生センター等が主体となり、動物取扱業者、富山県獣医師会、動物愛護団体、動物愛護推進員等の協力を得て、市町村、公共施設、動物取扱業者の店舗の他、県民の多く集まるイベントや施設等にポスター類を掲示する等、啓発に努める。</p> <p>(イ) 犬・猫の持込者及び多頭飼育者に対する直接指導 動物管理センター及び厚生センター、またボランティアや動物愛護団体等は、犬・猫の引取りを求める者及び不適切な多頭飼育をしている飼い主に対して、不妊・去勢手術の徹底を教示する。また、不適切な多頭飼育者に対し、関係機関と連携した適正飼養の啓発・指導を図る。</p> <p>(ウ) 獣医師及び動物取扱業者による不妊・去勢手術の啓発 日常的に動物やその飼い主と接触する機会の多い獣医師及び動物取扱業者は、動物の診療や販売等の際に、飼い主に対し、不妊・去勢措置の必要性について啓発し、原則として、不妊・去勢手術を受けさせるよう教示する。</p> <p>② 終生飼養の徹底 ～現状と課題～ 動物を飼う際には、その動物の一生を看取ることが前提となるが、現実には最期まで飼いきれずに、県等に対し引取りを求める飼い主も存在する。 その原因としては、安易な飼養開始によるものや、しつけの悪さ、みだりな繁殖による</p>	<p>関係機関との連携強化を追記</p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p>

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
	<p>つ、団体への適正な譲渡の推進に向けた現状や課題を整理し、対応について検討すること。</p> <p>オ 令和元年改正法において、都道府県等が設置する施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにすることや動物愛護管理センターが行う業務が明確化されたことを踏まえ、災害対応や多様な関係者の参画及び協働にも役立つ地域拠点としての役割も考慮して、引き続き、返還又は譲渡の促進に向けた施設整備を推進すること。</p> <p>カ 令和元年改正法により、愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたこと及び虐待の通報が獣医師に義務づけられたことの周知徹底等を図るとともに、通報への対応等の明確化及び必要な体制の構築について検討すること並びに警察との連携をより一層推進することにより、遺棄及び虐待の防止を図ること。</p> <p>キ 終生飼養の責務は、飼い主に最後まで責任をもって動物を飼育することを求めるものだが、やむを得ない理由により適切な飼養管理ができない場合には、動物の健康及び安全の保持の観点から行う譲渡や引取り等が否定されるものではなく、こうした終生飼養の趣旨の適正な理解が進むよう、普及啓発に努めること。</p> <p>ク 不適正飼養等に起因して、周辺的生活環境が損なわれている事態や動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が生じていると認められる場合には、令和元年改正法により報告徴収又は立入検査が可能となったことを踏まえ、地方公共団体の指導、監督の強化等に向けた環境を整備すること。</p>	<p>よるもの等があり、飼い主の心掛け次第で多くの引取りはなくすことが可能であり、改正法により所有者の責務として終生飼養が明文化された。</p> <p>また、高齢社会となった現在、飼い主の避けようのない事情により、動物を引き取らざるを得なくなる事例も発生しており、周囲のサポートの重要性について啓発を図る必要がある。</p> <p>富山市を含む県における犬の引取り数は、平成18年度の187頭から平成24年度は82頭と半減している。また、猫の引取り数も平成18年度の1,648頭から平成24年度の817頭と半減しているが、依然として多く持ち込まれている。</p> <p>犬・猫ともに引取頭数を減少させるために、前述のとおり不妊・去勢手術が推進されるとともに、終生飼養が徹底される必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～ (ア) 終生飼養の徹底の啓発 動物取扱業者に対し、動物の販売時に、購入者の終生飼養の意思及び飼養環境について確認するよう依頼し、安易な販売の自粛を図る。</p> <p>また、動物管理センター及び厚生センター等に犬・猫の引取りを求める者に対しても、終生飼養の大切さについて教示し、新たな飼い主への譲渡等に努めていただく。なお、終生飼養の原則に反する場合には、引取りを拒否する。</p>	<p>もの等があり、飼い主の心掛け次第で多くの引取りはなくすことが可能であり、所有者の責務としての終生飼養の啓蒙が必要である。</p> <p>また、高齢社会となった現在、飼い主の避けようのない事情により、動物を引き取らざるを得なくなる事例も発生しており、周囲のサポートの重要性について啓発を図る必要がある。</p> <p>富山市を含む県における犬の引取り数は、平成24年度の82頭から令和元年度は15頭と4分の1以下にまで減少している。また、猫の引取り数も平成24年度の817頭から令和元年度の274頭と3分の1程度にまで減少しているが、依然として多く持ち込まれている。</p> <p>犬・猫ともに引取頭数を減少させるために、終生飼養が徹底される必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～ (ア) 終生飼養の徹底の啓発 動物取扱業者等は、動物の引渡し時に、飼養希望者の終生飼養の意思及び飼養環境について確認し、飼養希望者に対し終生飼養の徹底を啓発する。また、飼養者、特に高齢者に対しては、避けられない事情により飼養できなくなることを想定し、日ごろから周囲にサポートを依頼することの重要性を啓発する。</p> <p>また、動物管理センター及び厚生センター等に犬・猫の引取りを求める者に対しても、終生飼養の大切さについて教示し、新たな飼い主への譲渡等に努めていただく。なお、終生飼養の原則に反する場合には、引取りを拒否する。</p>	<p>文言の追加と整理</p>

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
		<p>さらに、小学校における動物ふれあい教室等において、終生飼養の普及啓発を図る。</p> <p>(イ) 不妊・去勢手術の推進 不妊・去勢手術の普及の結果、望まない命の誕生が減少することによって、引取り数を減少させることができる。具体的な内容については、「① 望まない生命誕生の防止（不妊・去勢手術の推進）」のとおり推進する。</p> <p>③ 遺棄及び虐待の防止 ～現状と課題～ 動物の遺棄及び虐待は、動物の命を軽視するもので、動物愛護とは相反するものである。圧倒的な優位者の立場で身勝手に行われるその行為は、人の目につかないところで行われるため、その実情を把握することは非常に困難である。遺棄及び虐待に関しては、飼いきれずに遺棄された動物を保護することや、動物を誤った方法で飼養している飼い主に適宜指導することで対処している現状である。 命ある動物に対し優しいまなざしを向け、その尊厳を守ることを基本とする動物愛護思想の普及等に努めるとともに、生命の尊厳を傷つける虐待等に対しては、関係団体等と</p>	<p>さらに、小学校における動物ふれあい教室等において、終生飼養の普及啓発を図る。</p> <p>(イ) 不適正飼養への対応 不適正飼養等に起因して、周辺的生活環境が損なわれている事態や動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が生じていると認められる場合には、令和元年改正法により報告徴収又は立入検査が可能となったことを踏まえ、厚生センター等は、市町村や警察等関係機関と連携し、不適正飼養者に対し、立入検査等の指導を行う。</p> <p>(ウ) 不妊・去勢手術の推進 不妊・去勢手術の普及の結果、みだりな繁殖が減少することによって、引取り数を減少させることができる。具体的な内容については、「① みだりな繁殖の防止（不妊・去勢手術の推進）」のとおり推進する。</p> <p>③ 遺棄及び虐待の防止 ～現状と課題～ 動物の遺棄及び虐待は、動物の命を軽視するもので、動物愛護とは相反するものである。圧倒的な優位者の立場で身勝手に行われるその行為は、人の目につかないところで行われるため、その実情を把握することは非常に困難である。遺棄及び虐待に関しては、飼いきれずに遺棄された動物を保護することや、動物を誤った方法で飼養している飼い主に適宜指導することで対処している現状である。 改正法により動物虐待に対する罰則が引き上げられ、また虐待の通報が獣医師に義務づけられた。命ある動物に対し優しいまなざしを向け、その尊厳を守ることを基本とする</p>	<p>法改正に伴い追加</p> <p>文言の整理</p> <p>法改正に伴い追加</p>

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
		<p>連携し、厳しく対応する必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 動物愛護の普及啓発 遺棄及び虐待は動物愛護とその性質が相反するものである。このため、遺棄及び虐待の防止を図るには、動物愛護を普及啓発することが肝要である。動物愛護の普及啓発については、「(1) 動物愛護の普及啓発」のとおり推進する。 また、県民に対し動物の遺棄及び虐待が犯罪であることの周知に努める。</p> <p>(イ) 不妊・去勢手術の推進 不妊・去勢手術の普及の結果、<u>望まない命の誕生が減少することによって、遺棄数を減少させることができる。</u>具体的な内容については、「① <u>望まない生命誕生の防止(不妊・去勢手術の推進)</u>」のとおり推進する。</p> <p>(ウ) 遺棄及び虐待に関する通報の受付及び対応 県民に対して、動物の遺棄及び虐待を発見したときは、最寄りの厚生センター、保健所又は市町村等へ通報するよう呼びかけ、早期把握に努める。また、改正法において、<u>虐待の具体的事例が明記されたこと</u>から、県等は、関係機関、特に警察との連携を強化し、保護等早急に対応するものとする。</p>	<p>動物愛護思想の普及等に努めるとともに、生命の尊厳を傷つける虐待等に対しては、関係団体等と連携し、厳しく対応する必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 動物愛護の普及啓発 遺棄及び虐待は動物愛護とその性質が相反するものである。このため、遺棄及び虐待の防止を図るには、動物愛護を普及啓発することが肝要である。動物愛護の普及啓発については、「(1) 動物愛護の普及啓発」のとおり推進する。 また、県民に対し動物の遺棄及び虐待が犯罪であり、<u>法改正により罰則が強化されたこと</u>の周知に努める。</p> <p>(イ) 不妊・去勢手術の推進 不妊・去勢手術の普及の結果、<u>みだりな繁殖</u>が減少することによって、遺棄数を減少させることができる。具体的な内容については、「① <u>みだりな繁殖</u>の防止(不妊・去勢手術の推進)」のとおり推進する。</p> <p>(ウ) 遺棄及び虐待に関する通報の受付及び対応 県民に対して、動物の遺棄及び虐待を発見したときは、最寄りの厚生センター、保健所又は市町村等へ通報するよう呼びかけ、早期把握に努める。また、改正法において、<u>虐待の通報が獣医師に義務づけられたこと</u>から、県等は、関係機関、特に警察との連携を強化し、保護等早急に対応するものとする。</p> <p>④ 譲渡の推進 ～現状と課題～</p>	<p>法改正に伴い追加</p> <p>文言の整理</p> <p>法改正に伴い修正</p> <p>(1) より移設し、文言を追記</p>

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
			<p>飼い主の都合や所有者が不明等により、やむなく引取られた犬・猫については、できる限り生存の機会が与えられるようにすべきである。県では、子犬・子猫の譲渡会、ミルクボランティア事業や譲渡仲介ボランティアへの譲渡等の譲渡事業を実施しており、犬・猫の譲渡率は年々増加している。</p> <p>引き続き、譲渡事業を通して適正飼養の啓発に繋げる必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 犬・猫の譲渡事業の実施及び広報 動物管理センターにおいて、犬・猫の譲渡会を行い、持ち込まれた犬・猫の命を救い、できる限り新しい家庭へ送り出す。また、引取られた成犬に関しては、わんわんパートナー（成犬譲渡）事業として、動物管理センターにおいて動物指導員等が再教育したうえで適性があると認められる成犬を譲渡する。</p> <p>譲渡時には、飼い主になろうとする者に適正飼養等に関する講習を受講してもらうことによって、優良な飼い主の育成を図り、受講者に地域のアドバイザー的役割を果たしていただくよう協力を求める。</p> <p>また、県のホームページによる広報をはじめ、愛護団体、ボランティア及び市町村等の協力を得て積極的に県民への譲渡事業の周知に努める。</p> <p>(イ) 譲渡希望ネットワークの提供 やむを得ない事情により動物を飼育できなくなった人やボランティア等と、新たに飼養を希望する人が譲渡情報を交換できる電子掲示板の設立を検討する。掲示板の提供により、ボランティアや関係機関と連携し、さらなる譲渡促進及び引き取り数減少を図る。</p>	<p>(1) (ウ) より移設し、文言を整理</p> <p>(1) (エ) より移設し、文言を整理</p> <p>多様な主体を含めた表現に修正</p> <p>新設</p>

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
(3) 動物による危害や迷惑問題の防止	(3) 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止	<p>(3) 動物による危害や迷惑問題の防止</p> <p>① 犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底 ～現状と課題～</p> <p>犬の登録は狂犬病予防法で義務づけられているが、国内の登録率(犬の登録頭数を実際に飼養されていると予想される犬の頭数で除したものは約6割程度と推測されている。また、犬の狂犬病予防注射の接種も同様に義務とされているが、県内の犬の狂犬病予防注射接種率(犬の狂犬病予防注射接種頭数を犬の登録頭数で除したものは、平成18年度は78.3%、平成24年度は78.1%とほぼ横ばいである。改めて犬の登録及び狂犬病予防注射の必要性を啓発する必要がある。</p> <p>狂犬病は、犬のみが罹患するものではなく、すべてのほ乳類が感染し、発病後の死亡率はほぼ100%という恐ろしい感染症である。国内での発生は長い間認められていないが、平成18年には、海外から帰国後発症し、死亡した輸入感染事例が2件あり、これは昭和45年以降36年ぶりの事例であった。</p> <p>県では、平成18年11月に、市町村、関係機関等を構成員とする狂犬病予防対策連絡会議を設置し、犬の登録率及び狂犬病予防注射接種率の向上が図られるよう努めている。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 狂犬病予防対策連絡会議を通じた取組み</p> <p>狂犬病予防対策連絡会議において、県の狂犬病予防対策に関する事項について総合的に協議し、また市町村との連携強化を図り、</p>	<p>(3) 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止</p> <p>① 犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底 ～現状と課題～</p> <p>犬の登録は狂犬病予防法で義務づけられているが、国内の登録率(犬の登録頭数を実際に飼養されていると予想される犬の頭数で除したものは約7割程度と推測されている。また、犬の狂犬病予防注射の接種も同様に義務とされているが、県内の犬の狂犬病予防注射接種率(犬の狂犬病予防注射接種頭数を犬の登録頭数で除したものは、平成24年度は78.1%、令和元年度は76.8%とやや減少傾向であり、改めて犬の登録及び狂犬病予防注射の必要性を啓発する必要がある。</p> <p>狂犬病は、犬のみが罹患するものではなく、すべてのほ乳類が感染し、発病後の死亡率はほぼ100%という恐ろしい感染症である。国内での発生は長い間認められていないが、平成18年と令和2年には、海外から帰国後発症し、死亡した輸入感染事例がそれぞれ2件と1件あり、平成18年の事例は昭和45年以降36年ぶりであった。</p> <p>県では、平成18年11月に、市町村、関係機関等を構成員とする狂犬病予防対策連絡会議を設置し、犬の登録率及び狂犬病予防注射接種率の向上が図られるよう努めている。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 狂犬病予防対策連絡会議を通じた取組み</p> <p>狂犬病予防対策連絡会議において、県の狂犬病予防対策に関する事項について総合的に協議し、また市町村との連携強化を図り、</p>	<p>国指針改正に伴い追加</p> <p>数値の修正</p> <p>年度修正と文言の整理</p>

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
<p>①現状と課題</p> <p>動物の不適切な飼養により、動物による危害及び多数の動物の飼養等に起因し周辺の生活環境が損なわれる事態等の迷惑問題が発生しており、地方公共団体等に寄せられる苦情等も依然として多い状況にある。動物による危害及び迷惑問題は、所有者等とその近隣住民等との間で感情的対立を誘発しやすいなどの性格を有していることもあるため、行政主導による合意形成を踏まえたルール作り又はルール作りに対する更なる支援等が期待されている。</p> <p>また、許可を受けて飼養されていた特定動物による人の殺傷事案が発生しており、より厳格な法令遵守が求められている。</p>	<p>① 現状と課題</p> <p>動物の不適切な飼養等又は給餌給水により、動物による危害及び周辺の生活環境が損なわれる事態等の迷惑問題が発生しており、地方公共団体等に寄せられる苦情等も依然として多い状況にある。所有者不明の犬又は猫について、新たに地方公共団体が引取りを拒否できる場合が規定されたが、動物による危害及び迷惑問題は、所有者等とその近隣住民等との間で感情的対立を誘発しやすいなどの性格を有していることもあるため、危害及び迷惑問題防止の観点から、行政主導による合意形成を踏まえたルール作り又はルール作りに対する更なる支援等、地域の実情に合わせた対策や対応が必要である。</p> <p>また、許可を受けて飼養されていた特定動物による人の殺傷事案が発生していること、令和元年改正法により、特定動物に関する規制が強化されたことを踏まえ、厳格な法令遵守が求められている。</p>	<p>飼い犬全ての登録と予防注射の接種を目指す。</p> <p>また、鑑札及び注射済票の装着の徹底を呼び掛ける。</p> <p>(イ) 獣医師及び動物取扱業者等の協力による普及啓発</p> <p>獣医師及び動物取扱業者等の協力を得て、犬の登録及び狂犬病予防注射の必要性について、犬の飼い主に対し普及啓発を行う。</p> <p>② 多頭飼育や飼い主のいないねこ等による迷惑の防止</p> <p>～現状と課題～</p> <p>厚生センター等に寄せられた動物の放し飼いや動物の鳴き声、糞尿等の苦情は、平成18年度には1,200件を越えていたが、平成24年度は917件と大きく減少している。しかし、まだ十分に動物が適正に飼養されているとは言い難い状況である。</p> <p>また、厚生センターに平成23年、24年に寄せられた多頭飼育や飼い主のいない猫等により迷惑を受けている情報は、県内で約25箇所報告されている。これらの地区の一部では、動物愛護団体が、住民との話し合いを行ったうえで、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を行い、適正な飼養管理に努め、その猫一代に限り地域で飼養する取組み等がなされている例もある。</p> <p>飼い主のいない猫等について、地域住民の理解と協力が得られる地域において、引取りという措置を講ずるだけでなく、動物愛護団体やボランティアの協力の下、適正な管理による迷惑防止対策に努める必要がある。</p> <p>一方、動物にとっても暮らしやすく、かつ動物による周辺住民への侵害のない生活の</p>	<p>飼い犬全ての登録と予防注射の接種を目指す。</p> <p>また、鑑札及び注射済票の装着の徹底を呼び掛ける。</p> <p>(イ) 獣医師及び動物取扱業者等の協力による普及啓発</p> <p>獣医師及び動物取扱業者等の協力を得て、犬の登録及び狂犬病予防注射の必要性について、犬の飼い主に対し普及啓発を行う。</p> <p>② 多頭飼育や飼い主のいないねこ等による迷惑の防止</p> <p>～現状と課題～</p> <p>厚生センター等に寄せられた動物の放し飼いや動物の鳴き声、糞尿等の苦情は、平成25年度には917件であった、令和元年度は470件と半分近く減少している。しかし、まだ十分に動物が適正に飼養されているとは言い難い状況である。</p> <p>また、厚生センター等に寄せられた多頭飼育や飼い主のいない猫等により迷惑を受けている情報は、県内で約10箇所報告されている。これらの地区の一部では、動物愛護団体や動物愛護推進員が、住民との話し合いを行ったうえで、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を行い、適正な飼養管理に努め、その猫一代に限り地域で飼養する取組み等がなされている例もある。このような、いわゆる“地域猫活動”についての取り組みは少しずつではあるが浸透しつつある。</p> <p>飼い主のいない猫等について、地域住民の理解と協力が得られる地域において、引取りという措置を講ずるだけでなく、動物愛護団体やボランティアの協力の下、適正な管理による迷惑防止対策に努める必要がある。</p>	<p>年度・数値の修正</p> <p>文言の追加</p>

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
<p>②講ずべき施策</p> <p>ア 住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫対策について、地域の実情を踏まえた計画づくり等への支援を含め、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を推進し、猫の引取り数削減の推進を図ること。</p> <p>イ 特定動物を販売する動物取扱業者に対し、販売先の飼養保管許可の有無について確認するだけでなく、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう指導すること。</p> <p>ウ 特定動物に関連する法令遵守のため、国は、指導マニュアルの策定等を通じて、地方公共団体が専門知識を持った人材を育成できるよう支援すること。</p>	<p>② 講ずべき施策</p> <p>ア 住宅密集地等において地域住民の十分な理解の下に飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底や給餌若しくは排せつ物の管理等を実施する地域猫活動の在り方に関し検討を加え、適切な情報発信を行うこと。</p> <p>イ 生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、所有者等のいない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについての普及啓発の強化や、地域猫活動に対する理解の促進等を通じ、所有者等のいない子犬及び子猫の発生を防止するための取組を推進すること。</p> <p>ウ 多頭飼育問題等不適正な飼養に対応するため、関係する地方公共団体の福祉部局等との連携を強化し、周辺的生活環境の保全等を図る措置の在り方について検討し、ガイドラインを作成すること。</p> <p>エ 特定動物の愛玩目的での飼養又は保管が禁止されるとともに、特定動物が交雑して生じた動物が規制対象に追加されたことについて、周知を推進し、遵守を徹底すること。</p> <p>オ 特定動物を販売する動物取扱業者に対し、販売先の飼養保管許可の有無について確認するだけでなく、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう指導すること。</p> <p>カ 特定動物に関連する法令遵守のため、指導マニュアルの策定等を通じて、地方公共</p>	<p>実現のためには、飼い主としての責務を十分に理解し、実行してもらう必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 飼養相談、苦情への対応 苦情が増加傾向にある猫については、周辺住民への迷惑問題や猫自身の健康面から屋内飼育の普及を図る。 地域で活動する動物愛護推進員に、身近な相談役として飼養相談に応じていただくほか、対応が困難な事案については、厚生センター及び動物管理センター等において、動物愛護管理員等が個別に対応し、具体的な解決を図る。 また、不適正飼育等の迷惑行為として苦情がある場合には、飼い主に対し、市町村等との連携の下、不妊・去勢手術等の実施等の適正飼養について指導する。</p> <p>(イ) 愛犬のしつけ方教室の実施 動物管理センター及び厚生センター等において、飼い主に対ししつけ方相談を受けていることを、各種事業等を通じて周知する。 また、動物愛護管理員等が、正しい犬のしつけ方について指導し、模範的な飼い主の育成に努めるとともに、受講者に地域のアドバイザー的役割を果たしていただくよう協力を求める。</p> <p>(ウ) 地域における猫対策への支援 厚生センター等は、飼い主のいない猫が問題化している地区において、地域で飼い主のいない猫の世話をする、いわゆる“地域猫活</p>	<p>一方、動物にとっても暮らしやすく、かつ動物による周辺住民への侵害のない生活の実現のためには、飼い主としての責務を十分に理解し、実行してもらう必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 飼養相談、苦情への対応 苦情が増加傾向にある猫については、周辺住民への迷惑問題や猫自身の健康面から屋内飼育の普及を図る。 地域で活動する動物愛護推進員に、身近な相談役として飼養相談に応じていただくほか、対応が困難な事案については、厚生センター及び動物管理センター等において、動物愛護管理員等が個別に対応し、具体的な解決を図る。 また、不適正飼育等の迷惑行為として苦情がある場合には、飼い主に対し、市町村等との連携の下、必要に応じて立入検査を実施し、不妊・去勢手術等の実施等の適正飼養について指導する。</p> <p>(イ) 愛犬のしつけ方教室の実施 動物管理センター及び厚生センター等において、飼い主に対ししつけ方相談を受けていることを、各種事業等を通じて周知する。 また、動物愛護管理員等が、正しい犬のしつけ方について指導し、模範的な飼い主の育成に努めるとともに、受講者に地域のアドバイザー的役割を果たしていただくよう協力を求める。</p> <p>(ウ) 地域における猫対策への支援 厚生センター等は、飼い主のいない猫が問題化している地区において、地域で飼い主のいない猫の世話をする、いわゆる“地域猫活</p>	<p>法改正に伴い追加</p>

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
	<p>団体が専門知識を持った人材を育成できるよう支援すること。</p>	<p>動”について、成功事例を紹介する等住民の理解が得られるよう努める。</p> <p>また、厚生センター等は、住民の十分な理解の下に“地域猫活動”が行われる場合には、市町村及び動物愛護団体の協力を得て合意形成を踏まえたルール作りに対する支援等を行う。</p>	<p>動”について、成功事例を紹介する等住民の理解が得られるよう努める。</p> <p>また、地域猫活動について、県で実施している不妊・去勢手術に対する事業も含め、広く県民に周知する。</p> <p>さらに、厚生センター等は、住民の十分な理解の下に“地域猫活動”が行われる場合には、市町村及び動物愛護団体の協力を得て合意形成を踏まえたルール作りに対する支援等を行う。</p> <p>③ 特定動物の管理の強化 ～現状と課題～</p> <p>人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある特定動物は、知事の許可のもと厳重に管理される必要がある。法改正により令和2年6月からは新規に愛玩目的で特定動物の飼養・保管が禁止され、また、特定動物との交雑種が特定動物に含まれる等規制が強化されたところである。万一特定動物が逸走するようなことがあれば、全国的に見れば死亡事例がある等、周辺住民に大きな危険がおよぶため、飼い主の責任は重大であり、法の遵守の徹底が求められる。</p> <p>特に、愛玩を目的として個人が飼養する特定動物については、飼養施設の安全性の確保等が十分図られているか現地確認等を行うとともに、無許可飼養がなされないよう啓発、情報の収集に努める必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 特定動物の飼養・保管許可制度の周知徹底</p> <p>県のホームページによる広報をはじめ、市町村の協力等を得て、特定動物の飼養・保管には許可が必要であることを広く周知し、ま</p>	<p>地域猫活動の周知を強化するため、文言を追加</p> <p>(7) より移設</p> <p>法改正に伴い追加</p>

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
<p>(4) 所有明示（個体識別）措置の推進 ①現状と課題 犬又は猫に関する所有者の明示（個体識別）（以下「所有明示」という。）の実施率は、平成22年度の世論調査では、犬が約36%、猫が約20%にとどまっていた。動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずる</p>	<p>(4) 所有明示（個体識別）措置の推進 ① 現状と課題 動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずること（所有明示）は、動物の盗難及び迷子の発生の防止に資するとともに、迷子になった動物や非常災害時に逸走した動物の所有者の発見を容易にし、所有者責任の</p>	<p>(4) 所有明示（個体識別）措置の推進 ① 所有明示（個体識別）措置の普及～現状と課題～ 所有明示（個体識別）措置とは、鑑札、迷子札及びマイクロチップ等により、動物の所有者を明らかにするための措置をいう。 動物に所有明示措置を施すことによって、犬や負傷動物を捕獲・収容した場合の返還が効率化され、また、災害時に動物が逸走した</p>	<p>た法改正による規制強化について改めて周知することで、無許可飼養等が行われないよう啓発する。 また、特定動物の飼養又は保管の許可をする際には、申請者に対し、法令等について十分に教示するとともに、許可保有施設に対し、定期的に監視指導を実施することで、飼い主としての責任を自覚させ、その遵守の徹底を図る。 (イ) 飼養等の報告及び検査 試験研究施設等報告の必要な施設に対しては報告を徹底させ、また、必要に応じて検査を行い、特定動物の適正な飼養管理を徹底する。 (ウ) 個体識別措置の徹底 特定動物は厳重な管理が求められるため、個体識別措置の徹底について指導する。 (エ) 関係部署・機関との連携 特定動物に係る事案（逸走、咬傷等）発生時に適切かつ安全に対応できるよう、警察や消防等関係機関と情報を共有する。また、防災危機管理部局と連携し、事案発生時の対応について徹底を図る。</p>	<p>法改正に伴い追記 監視を強化するため文言を追記 逸走時の関係機関との連携について追記 法改正に伴い追記</p>

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
<p>ことは、動物の盗難及び迷子の発生の防止に資するとともに、迷子になった動物や非常災害時に逸走した動物の所有者の発見を容易にし、所有者責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するものである。このような所有明示措置の意義及び役割等についての国民の理解を深めるとともに、各種識別器具の普及環境の整備等を推進すること等により、所有明示の実施率の更なる向上を図る必要がある。</p> <p>②講ずべき施策 ア 所有明示措置の必要性に関する意識啓発や研究開発の促進を図ることなどにより、犬又は猫に関する所有明示の実施率の倍増を図ること。特に、マイクロチップの普及を推進すること。 イ 国は、関係省庁及び団体の協力の下に、公的機関によるデータの一元的管理体制の早急な整備、個体識別技術の普及、マイクロチップリーダーの配備等、個体識別手段の普及のための基盤整備を図ること等を推進するとともに、マイクロチップの安全性等に係る知見の蓄積も含め、販売される犬猫へのマイクロチップ装着の義務化に向けた検討を行うこと。</p>	<p>所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するものである。令和元年改正法において、販売される犬又は猫へのマイクロチップの装着、所有者情報の登録等が義務化されたことから、所有明示措置の推進が一層求められており、所有明示措置の意義、役割等についての国民の理解を深めるとともに、各種識別器具の普及環境の整備等を推進する必要がある。</p> <p>② 講ずべき施策 ア 販売される犬又は猫へのマイクロチップ装着、所有者情報の登録等が義務化された令和元年改正法の趣旨を踏まえ、遺棄の防止や返還の促進を図る効果的な制度運用に向け、必要な検討を行うこと。 イ 義務化対象外の犬又は猫の所有者に対し、マイクロチップの装着を始めとする所有明示措置の必要性に関して啓発を推進しつつ、マイクロチップ装着等の義務対象範囲について検討すること。</p>	<p>場合にも有益であり、所有者としての責任意識の向上にも繋がると考えられる。 犬の返還率（返還頭数を捕獲、引取り、負傷動物収容頭数の合計頭数で除したもの）については、平成6年度の5.7%から平成24年度は48.6%へと上昇しているが、これは放浪犬等の減少により収容動物が減少したこと等によるもので、所有明示措置の実施については、更なる啓発をする必要がある。 特に、猫についての実施率は低く、その普及推進を図ることは飼い主のいない猫の発生防止のためにも重要である。</p> <p>～講ずべき施策～ (ア) 所有明示措置の普及向上 動物取扱業者の協力を得て、動物の販売時に、新たな飼い主に対し、迷子札等所有明示措置の必要性を啓発する。 また、動物愛護事業等各機会を通し、動物の飼い主に対して、鑑札、迷子札及びマイクロチップ等による所有明示措置を行うよう普及啓発を行う。 (イ) マイクロチップによる所有明示の普及 マイクロチップによる所有明示措置の普及には、獣医師及び動物取扱業者（販売業）の協力が欠かせないため、獣医師会や動物取</p>	<p>者に対して装着等の努力義務化が明文化された。 動物に所有明示措置を施すことによって、犬や負傷動物を捕獲・収容した場合の返還が効率化され、また、災害時に動物が逸走した場合にも有益であり、所有者としての責任意識の向上にも繋がると考えられる。 犬の返還率（返還頭数を捕獲、引取り、負傷動物収容頭数の合計頭数で除したもの）については、平成24年度の48.6%から令和元年度は69.3%へと上昇しているが、所有者明示により返還された件数は犬で7件、猫では0件であった。放浪犬等の減少により収容動物は減少しているが、所有明示措置の実施については、更なる啓発をする必要がある。 特に、猫についての実施率は低く、その普及推進を図ることは飼い主のいない猫の発生防止のためにも重要である。</p> <p>～講ずべき施策～ (ア) 所有明示措置の普及向上 動物愛護事業等各機会を通し、動物の飼い主に対して、鑑札、迷子札及びマイクロチップ等による所有明示措置を行うよう普及啓発を行う。 また、動物愛護事業等各機会を通し、動物の飼い主に対して、マイクロチップの装着が努力義務化されたことを踏まえ、鑑札、迷子札及びマイクロチップ等による所有明示措置を行うよう普及啓発を行う。 (イ) マイクロチップによる所有明示の普及 動物取扱業者に対し、マイクロチップの装着が義務化あるいは努力義務化されたことを周知・指導するとともに、動物取扱業者及</p>	<p>文言の追加</p> <p>法改正に伴い追記</p> <p>文言の整理と追加</p>

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
<p>(5) 動物取扱業の適正化</p> <p>①現状と課題</p> <p>飼養管理が不適切な繁殖業者が依然として見られるなど、動物取扱業者による不適正飼養の実態があることから、<u>動物取扱業の適正化に対する国民の要望も高く、平成 24 年の動物愛護管理法改正では動物取扱業者に対する規制が強化された。平成 18 年 6 月に施行された登録制度の遵守に加え、平成 24 年改正の趣旨を踏まえて、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、新たな制度の着実な運用を図る必要がある。</u></p> <p>②講ずべき施策</p> <p>ア 登録制度の遵守を引き続き推進するとともに、<u>犬猫等販売業に係る特例、幼齢の犬猫の販売のための引渡し・展示の禁止、現物確認・対面説明義務、第二種動物取扱業者の届出制度等、新たな規制の着実な運用を図ること。</u></p> <p>イ <u>優良な動物取扱業者の育成策を検討し、業界全体の資質の向上を図ること。</u></p> <p>ウ <u>国は、地方公共団体が動物取扱業者に対</u></p>	<p>(5) 動物取扱業の適正化</p> <p>① 現状と課題</p> <p>飼養管理が不適切な動物取扱業者が依然として見られるなど、動物取扱業者による不適正飼養の実態があることから、<u>令和元年改正法において動物取扱業者に対する規制が強化された。</u></p> <p><u>このような背景を踏まえて、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、新たな制度の着実な運用を図る必要がある。</u></p> <p>② 講ずべき施策</p> <p>ア 登録制度の遵守<u>の徹底に加え、動物取扱責任者の要件の厳格化、動物に関する帳簿の備付けの義務化、遵守基準の具体化、勧告及び命令の権限強化等、</u>新たな規制の着実な運用を図ること。</p> <p>イ <u>動物取扱業の更なる適正化に必要な、地方公共団体による動物取扱業者に対する制度の周知や指導及び監視の強化並びに規制の実効性の確保が必要であり、これら</u></p>	<p>扱責任者研修により周知し、動物の飼い主への普及促進を図る。</p> <p>(5) 動物取扱業の適正化</p> <p>① 動物取扱業者の法の遵守の徹底</p> <p>～現状と課題～</p> <p>全国的には、飼養管理が不適切な繁殖業者が依然として見られるなど、動物取扱業者による不適正飼養の実態があることから、改正法では動物取扱業者に対する規制が強化された。<u>平成 18 年 6 月に施行された登録制度の遵守に加え、平成 24 年改正の趣旨を踏まえて、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、新たな制度の着実な運用を図る必要がある。</u></p> <p>また、動物取扱業者の資質を向上させることを目的として、動物取扱責任者研修を開催している。研修会を通じて、関係法令の周知や必要な情報等の提供を行い、期待される役割について認識、協力いただくよう努める必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 動物取扱業の登録制度等の周知</p> <p>県のホームページによる広報をはじめ、市町村等の協力を得て、県民に対し動物取扱業を営む場合には登録が必要であることを周知させ、登録していない動物取扱業者を利用しないよう呼びかける。</p> <p>また、動物取扱業者に対し、<u>犬猫等販売業に係る特例、幼齢の犬猫の販売のための引渡し・展示の禁止、現物確認・対面説明義務、</u></p>	<p><u>び獣医師会の協力を得て、動物の所有者に対し、マイクロチップ、迷子札等所有明示措置の必要性を啓発する。また、チラシやリーフレットなどの啓発資料、県のホームページでの掲示を通して、動物の飼い主への普及促進を図る。</u></p> <p>(5) 動物取扱業の適正化</p> <p>① 動物取扱業者の法の遵守の徹底</p> <p>～現状と課題～</p> <p>全国的には、飼養管理が不適切な繁殖業者が依然として見られるなど、動物取扱業者による不適正飼養の実態があることから、改正法では動物取扱業者に対する規制が強化された。<u>このような背景を踏まえて、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、新たな制度の着実な運用を図る必要がある。</u></p> <p>また、動物取扱業者の資質を向上させることを目的として、動物取扱責任者研修を開催している。研修会を通じて、関係法令の周知や必要な情報等の提供を行い、期待される役割について認識、協力いただくよう努める必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 動物取扱業の登録制度等の周知</p> <p>県のホームページによる広報をはじめ、市町村等の協力を得て、県民に対し動物取扱業を営む場合には登録が必要であることを周知させ、登録していない動物取扱業者を利用しないよう呼びかける。</p> <p>また、動物取扱業者に対し、<u>飼養施設の構造・規模、繁殖の方法等の遵守基準、犬猫の販売場所を事業所に限定、帳簿の備え付け等</u></p>	<p>法改正に伴い修正</p> <p>法改正に伴い修正</p>

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
<p>する監視指導をより強化することができるよう、その支援策を検討すること。</p>	<p>に対する支援を検討すること。</p> <p>ウ 動物取扱業者や事業者団体が社会において果たすべき役割を自ら考え、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質の向上を図るよう、その主体的な取組を促進すること。</p>	<p>第二種動物取扱業者の届出制度等の新たな規制の周知徹底を図る。</p> <p>(イ) 監視及び指導 法令を遵守し、動物が適正に取り扱われているか監視を行い、不適切な点があった場合には、指導等により適正化を図る。</p> <p>(ウ) 動物取扱責任者研修の実施 動物取扱業者が、動物の飼い主にとって最も身近な動物の専門家であり、その影響力が高いことを踏まえ、毎年研修を開催し、その責任を十分認識した対応方法や、法令に関する知識その他必要な情報等を周知させる。</p> <p>② 動物取扱業者の資質の向上 ～現状と課題～ 動物取扱業者は、動物の飼い主にとって最も身近な動物の専門家である。 特に動物の販売を行う者は、動物の購入時における購入希望者の判断に大きく影響を与える存在であるため、販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養方法、飼養に適した設備、将来像などを購入希望者に十分に説明するとともに、購入時以外にも飼い主の相談等に乗る、適正飼養の普及推進に努める役割を担う。 安易な飼養による動物の虐待や遺棄を未然に防止する一翼を担うという社会的責任を果たすためには、さらなる資質の向上が重要である。</p> <p>～講ずべき施策～ (ア) 動物取扱責任者研修の実施</p>	<p>の対象の拡大、第二種動物取扱業者に対する帳簿の義務化等の新たな規制の周知徹底を図る。</p> <p>(イ) 監視及び指導 法令を遵守し、動物が適正に取り扱われているか監視を行い、不適切な点があった場合には、指導等により適正化を図る。</p> <p>(ウ) 動物取扱責任者研修の実施 動物取扱業者が、動物の飼い主にとって最も身近な動物の専門家であり、その影響力が高いことを踏まえ、毎年研修を開催し、その責任を十分認識した対応方法や、法令に関する知識その他必要な情報等を周知させる。</p> <p>② 動物取扱業者の資質の向上 ～現状と課題～ 動物取扱業者は、動物の飼い主にとって最も身近な動物の専門家である。 特に動物の販売を行う者は、動物の購入時における購入希望者の判断に大きく影響を与える存在であるため、販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養方法、飼養に適した設備、将来像などを購入希望者に十分に説明するとともに、購入時以外にも飼い主の相談等に乗る、適正飼養の普及推進に努める役割を担う。 安易な飼養による動物の虐待や遺棄を未然に防止する一翼を担うという社会的責任を果たすためには、さらなる資質の向上が重要である。</p> <p>～講ずべき施策～ (ア) 動物取扱責任者研修の実施</p>	

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
<p>(6) 実験動物の適正な取扱いの推進</p> <p>①現状と課題</p> <p>実験動物の飼養等については、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年4月環境省告示第88号。以下「実験動物の飼養保管等基準」という。)に基づき、自主管理を基本としてその適正化を図る仕組みとなっているが、本基準の遵守指導等を円滑に行うための体制整備が十分にされていない施設が一部にある。動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その飼養及び科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、国際的にも普及し、定着している実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」(代替法の活用: Replacement、使用数の削減: Reduction、苦痛の軽減: Refinement)を踏まえた適切な措置を講じること等が必要とされている。</p>	<p>(6) 実験動物の適正な取扱いの推進</p> <p>① 現状と課題</p> <p>実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年4月環境省告示第88号。以下「実験動物の飼養保管等基準」という。)は、平成25年にその基準の内容を改正し、遵守状況の点検、その結果の公表及び可能な限りの外部機関等による検証の実施について位置づけを行っている。平成29年には実験動物飼養保管等基準解説書研究会による「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」を作成し、関係機関等に周知を行った。動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その飼養及び科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、国際的にも普及し、定着している実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」(代替法の活用: Replacement、使用数の削減: Reduction、苦痛の軽減: Refinement)を踏まえた適切な措置を講じること等が必要とされている。</p>	<p>研修を通し、動物取扱業者に対して動物に関する知識・情報等の提供に努め、動物取扱業者がその社会的責任を自覚するよう促す。</p> <p>(イ) パンフレット、ポスター類の配付 動物取扱業者に対し、パンフレットやポスター類を適宜配付し、動物の飼い主及び購入希望者に対する終生飼養等の説明の補助に資する。</p> <p>(6) 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進</p> <p>～現状と課題～</p> <p>学術研究のために飼養されている実験動物については、その飼養目的に応じた飼養管理だけでなく、動物愛護管理の観点からも適正な飼養管理が求められている。</p> <p>環境省は、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年4月28日環境省告示第88号。以下「実験動物飼養保管基準」という。)を定めているが、県内における実験動物の飼養状況については、十分に把握されているとは言い難い状況である。</p> <p>また、畜産農業等のために飼養されている産業動物についても、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」(昭和62年10月9日総理府告示第22号。以下「産業動物飼養保管基準」という。)が定められており、なおかつ、民間の取組により「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」が既に作成されているところであるが、その周知は十分なされているとは言い難い状況である。</p> <p>このため、実験動物飼養施設については、</p>	<p>研修を通し、動物取扱業者に対して動物に関する知識・情報等の提供に努め、動物取扱業者がその社会的責任を自覚するよう促す。</p> <p>(イ) パンフレット、ポスター類の配付 動物取扱業者に対し、パンフレットやポスター類を適宜配付し、動物の飼い主及び購入希望者に対する終生飼養等の説明の補助に資する。</p> <p>(6) 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進</p> <p>～現状と課題～</p> <p>学術研究のために飼養されている実験動物については、その飼養目的に応じた飼養管理だけでなく、動物愛護管理の観点からも適正な飼養管理が求められている。</p> <p>環境省は、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年4月28日環境省告示第88号。以下「実験動物飼養保管基準」という。)を定め、平成29年には実験動物飼養保管等基準解説書研究会による「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」を作成し、関係省庁が関係機関等に周知を行っている。</p> <p>また、畜産農業等のために飼養されている産業動物についても、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」(昭和62年10月9日総理府告示第22号。以下「産業動物飼養保管基準」という。)が定められており、なおかつ、農林水産省により「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」の通知の発出や「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」の作成・改訂がなされ、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及・定</p>	<p>国指針改正に伴い追加</p> <p>国指針改正に伴い追加</p>

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
<p>②講ずべき施策</p> <p>ア 関係省庁、団体等と連携しつつ、「3Rの原則」や実験動物の飼養保管等基準の周知が、当該基準の解説書の作成等を通して効果的かつ効率的に行われるようにするとともに、実験動物に関する国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報を収集すること。</p> <p>イ 国は、実験動物の飼養保管等基準の遵守状況について、緊急時に対応するための計画作成状況も含め、定期的な実態把握を行うこと。</p>	<p>② 講ずべき施策</p> <p>ア 関係省庁、団体等と連携しながら、実験動物を取り扱う関係機関及び関係者に対し、「3Rの原則」、実験動物の飼養保管等基準の周知の推進や遵守の徹底を進めるとともに、当該基準の遵守状況について、定期的な実態把握を行い、適切な方法により公表すること。</p> <p>イ 令和元年改正法の附則において、実験動物を取り扱う者等による実験動物の飼養保管状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者に追加することその他これらの者による適正な動物の飼養保管のための施策の在り方について検討を加えること、また代替法の活用、使用数の削減等による動物の適正な利用の在り方について検討を加えることが規定されたことから、関係省庁と連携し、現行の機関管理体制（自主管理体制）の仕組みについてレビューを行い、その結果を踏まえて、必要な検討を行うこと。</p>	<p>その把握に努め、また、産業動物については、県等関係機関や獣医師と連携し、その基準の周知と遵守が図られるよう努める必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 実験動物飼養保管基準の周知 実験動物施設及び飼養状況の把握に努め、実験動物飼養保管基準を周知するとともに、実験動物の適正な飼養が図られるよう努める。</p>	<p>着が図られている。</p> <p>引き続き、関係機関と連携し、その基準の周知と遵守が図られるよう努める必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 実験動物飼養保管基準の周知 実験動物飼養保管基準を周知するとともに、実験動物の適正な飼養が図られるよう努める。</p>	<p>文言の整理</p>
<p>(7) 産業動物の適正な取扱いの推進</p> <p>①現状と課題</p> <p><u>動物の愛護及び管理の観点に配慮した産業動物の適正な取扱いについて、環境省が平成24年に実施した一般市民を対象としたアンケートでは、アニマルウェルフェアの認知度は2割以下に留まっている。また、国際獣疫事務局(OIE)では、現在、畜種ごとの飼養基準について検討が行われているところである。この</u></p>	<p>(7) 産業動物の適正な取扱いの推進</p> <p>① 現状と課題</p> <p>我が国も加盟する国際獣疫事務局(OIE)において、アニマルウェルフェアに関する勧告が順次採択されていることを踏まえ、我が国においては、「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」の通知の発出や国の補助事業等による各畜種ごとの「アニマルウェルフェアの考え方に対応した</p>	<p>(イ) 産業動物飼養保管基準の周知 県厚生部と農林水産部が連携して、対象施設に対し、産業動物飼養保管基準等を周知するとともに、産業動物の適正な飼養が図られるよう努める。</p>	<p>(イ) 産業動物飼養保管基準の周知 県厚生部と農林水産部が連携して、対象施設に対し、産業動物飼養保管基準等を周知するとともに、産業動物の適正な飼養が図られるよう努める。</p>	

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
<p>ような国際的な動向、関係法令等との整合性、我が国の実情等を踏まえ、我が国では各畜種について、民間の取組により「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」が既に作成されているところであり、その普及啓発を進めていく必要がある。</p> <p>②講ずべき施策</p> <p>ア 国は、国際的な動向も踏まえながら、動物の愛護及び管理に配慮した産業動物の飼養等の在り方を検討し、産業動物の飼養及び保管に関する基準に反映すること。</p> <p>イ 産業動物の性格に応じた動物の愛護及び管理の必要性に関する普及啓発を推進すること。</p> <p>ウ 災害時における産業動物の取扱いについても、情報共有を図りつつ、関係省庁が協力して検討すること。</p> <p>(8) 災害時対策</p> <p>①現状と課題</p> <p>地震等の緊急災害時においては、動物を所有又は占有する被災者等の心の安らぎの確保、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、国や地方公共団体、獣医師会、動物愛護団体等によって行われてきているが、東日本大震災等の緊急災害時には、一部で関係機関等の連携が十分でない事例が見られた。今後は、これらの措置が、関係機関等の連携協力の下に迅速・安全かつ適切に行われるようにするため、地域性・災害の種類に応じた準備体制を平素から確保しておく必要がある。</p>	<p>家畜の飼養管理指針」の作成・改訂がなされ、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及・定着が図られている。このため、これらの動向を踏まえ、産業動物の飼養等の在り方を検討し、産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和 62 年 10 月総理府告示第 22 号。以下「産業動物の飼養保管基準」という。）を見直す必要がある。</p> <p>② 講ずべき施策</p> <p>ア 令和元年改正法において、地方公共団体の畜産部局及び公衆衛生部局との連携強化が盛り込まれたことから、関係省庁と連携して、効果的な連携強化の在り方について検討を行うこと。</p> <p>イ 関係省庁の協力を得ながら、法及び産業動物の飼養保管基準の内容についての周知の推進や遵守の徹底について、効果的な方法を検討し、実施すること。</p> <p>(8) 災害対策</p> <p>① 現状と課題</p> <p>災害時における飼い主責任によるペットとの同行避難の考え方がある程度普及し、「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成 30 年 3 月環境省発行。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、獣医師会や動物愛護団体等による動物救護活動も活発に行われるようになってきている一方で、円滑な避難や救護のためには、飼い主による平時からのしつけやワクチン接種等の適正な飼養管理が重要である。また、避難行動においては、ペットとの同行避難の徹底や避難所、応急仮設住宅での受入れ等が依然として社会的な課題となっている。近年は災害が広域化していることから、関係機関等との連携</p>	<p>(7) 災害時対策</p> <p>① 災害時の被災動物に対する救護体制の整備</p> <p>～現状と課題～</p> <p>県における災害時の対応策は、「富山県地域防災計画」に規定されているが、これまで発生した災害時をみても、災害時には飼い主とはぐれた動物や負傷動物が多数発生し、また、避難所等への同行による問題が発生することが予想される。</p> <p>そのため、動物愛護と動物による人への危害防止の観点から、県、市町村、動物取扱業者、獣医師会、動物愛護団体等が相互に協力し、迅速に対応することが重要である。</p> <p>さらに、災害時には、動物管理センターが</p>	<p>(7) 災害対策</p> <p>① 災害時の被災動物に対する救護体制の強化</p> <p>～現状と課題～</p> <p>県における災害時の対応策は、「富山県地域防災計画」に規定されているが、これまで発生した災害時をみても、災害時には飼い主とはぐれた動物や負傷動物が多数発生し、また、避難所等への同行による問題が発生することが予想される。</p> <p>そのため、動物愛護と動物による人への危害防止の観点から、県、市町村、動物取扱業者、獣医師会、動物愛護団体等が相互に協力し、迅速に対応することが重要である。</p> <p>こうした状況を踏まえ、平成 26 年に県獣</p>	<p>実状を踏まえ修正</p>

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
<p>②講ずべき施策</p> <p>ア 動物愛護管理推進計画に加えて、地域防災計画においても動物の取扱い等に関する位置付けを明確化すること等を通じて、所有者（飼い主）責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図ること。また、関係省庁は、その体制の整備に向けた調整を図ること。</p> <p>イ 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。</p> <p>ウ 災害時に民間団体と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備を推進すること。</p>	<p>協力の下に広域的な協力体制を整備しておく必要がある。</p> <p>② 講ずべき施策</p> <p>ア 都道府県以外の地方公共団体においても、地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けが明確化されるよう促すとともに、地域の実情に応じて、ペットの一時預かりや、ペット連れ被災者に対する避難所、応急仮設住宅、復興住宅等での対応が適切に行われるよう、既存施設の活用や施設整備を含め、必要な体制整備を推進すること。</p> <p>イ ガイドラインの記載内容を踏まえ、ペットを連れた防災訓練の実施等により、地域の特性に応じた平常時の準備、飼い主や動物取扱業者等への避難対策の周知等、必要な体制の整備を推進すること。</p> <p>ウ 被災地以外の地方公共団体や民間団体と連携した広域的な協力体制について事前の体制整備を推進すること。</p> <p>エ 産業動物等、ペット以外の動物の災害対策についても、関係省庁間の連携・情報共有を図りつつ、対応を推進すること。</p>	<p>拠点となり、救助活動等を行うことが考えられるため、飼料の備蓄やケージ等の体制を整えておく必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 関係団体との連携体制の構築に向けた検討</p> <p>これまで発生した災害時の事例や他自治体での対策等を参考に、災害時における救護体制や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう、関係者間の連携協力の下、体制の整備及びマニュアルの作成を図る。</p> <p>また、災害時には相当数のボランティアが必要となることから、災害時動物救護ボランティア制度の確立を目指す。</p> <p>(イ) 動物管理センターにおける災害対策</p> <p>災害時に動物救護の拠点施設となるよう、また、避難所等で救護体制がとれるよう、常時飼料の備蓄、ケージやテント等の確保及び整備を行う。</p> <p>② 災害時に適切に行動できる飼い主の育成</p>	<p>医師会と「大規模災害時における動物救護活動に関する協定」を締結したほか、平成 26 年より毎年「富山県総合防災訓練」において動物同行避難訓練を実施している。また、平成 29 年には市町村が、避難所において同行避難者の受入を検討する際に活用できる手引きとして、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」を策定した。さらなる体制整備として、災害時の救助活動等の拠点となる動物管理センターへの、飼料の備蓄やケージ等の体制を整えておく必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 関係団体との連携強化</p> <p>策定した「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」等を元に、避難所設置主体である市町村が関係団体と連携して、災害時における救護体制や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう支援する。</p> <p>また、災害時に円滑な運用を図れるよう総合防災訓練における動物同行避難訓練を実施し、関係団体との連携を強化する。</p> <p>(イ) 動物管理センターにおける災害対策</p> <p>災害時に動物救護の拠点施設となるよう、また、避難所等で救護体制がとれるよう、常時飼料の備蓄、ケージやテント等の確保及び整備を計画的に行う。</p> <p>② 災害時に適切に行動できる飼い主の育成</p>	<p>実状を踏まえ修正</p> <p>文言の追加</p>

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
		<p>～現状と課題～</p> <p>これまで発生した災害をみても、避難が必要な非常時には飼い主とペットが同行避難することが必要である。避難所や仮設住宅において、ペットに関するトラブルが生じないよう、他の避難者への配慮やペット自身のストレス軽減等、飼い主には普段以上に様々な配慮が求められる。</p> <p>このため、飼い主は、平常時からペットと同行避難するために必要なしつけや健康管理を行う等災害時の対策について意識をもち、ペット用品の備蓄や避難ルートの確認などの準備をしておく必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 動物の災害対策に関する知識の普及 動物愛護団体や動物愛護推進員等の協力を得ながら各種愛護事業等を通じて、飼い主に対して平常時からの防災対策の必要性について説明するとともに、動物とはぐれた際に有用となる所有明示措置の普及を図る。</p> <p>また、動物取扱業者に対しても、災害対策の必要性を説明するとともに、飼い主に対する情報提供について協力を依頼する。</p> <p>(イ) 同行避難を含めた避難訓練の実施 市町村や自治会が行う防災訓練に、ペットとの同行避難を想定した訓練が実施できるよう働きかけ、技術的なサポートを動物愛護団体、動物愛護推進員等の協力を得ながら実施する。</p> <p>③ 特定動物の管理の強化</p> <p>～現状と課題～</p> <p>人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある特定動物は、知事の許可のもと嚴重</p>	<p>～現状と課題～</p> <p>これまで発生した災害をみても、避難が必要な非常時には飼い主とペットが同行避難することが必要である。避難所や仮設住宅において、ペットに関するトラブルが生じないよう、他の避難者への配慮やペット自身のストレス軽減等、飼い主には普段以上に様々な配慮が求められる。</p> <p>このため、飼い主は、平常時からペットと同行避難するために必要なしつけや健康管理を行う等災害時の対策について意識をもち、ペット用品の備蓄や避難ルートの確認などの準備をしておく必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 動物の災害対策に関する知識の普及 動物愛護団体や動物愛護推進員等の協力を得ながら各種愛護事業等を通じて、飼い主に対して平常時からの防災対策の必要性について説明するとともに、動物とはぐれた際に有用となる所有明示措置の普及を図る。</p> <p>また、動物取扱業者に対しても、災害対策の必要性を説明するとともに、飼い主に対する情報提供について協力を依頼する。</p> <p>(イ) 同行避難を含めた避難訓練の実施 市町村や自治会が行う防災訓練に、ペットとの同行避難を想定した訓練が実施できるよう働きかけ、技術的なサポートを動物愛護団体、動物愛護推進員等の協力を得ながら実施する。</p> <p>[削除] → (3) ③へ</p>	

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
		<p>に管理される必要がある。万一特定動物が逸走するようなことがあれば、全国的に見れば死亡事例がある等、周辺住民に大きな危険がおよぶため、飼い主の責任は重大であり、法の遵守の徹底が求められる。</p> <p>特に、愛玩を目的として個人が飼養する特定動物については、飼養施設の安全性の確保等が十分図られているか現地確認等を行うとともに、無許可飼養がなされないよう啓発、情報の収集に努める必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 特定動物の飼養・保管許可制度の周知徹底</p> <p>県のホームページによる広報をはじめ、市町村の協力等を得て、特定動物の飼養・保管には許可が必要であることを広く周知し、無許可飼養等が行われることのないよう啓発する。</p> <p>また、特定動物の飼養又は保管の許可をする際には、申請者に対し、法令等について十分に教示し、飼い主としての責任を自覚させることで、その遵守の徹底を図る。</p> <p>(イ) 飼養等の報告及び検査</p> <p>試験研究施設等報告の必要な施設に対しては報告を徹底させ、また、必要に応じて検査を行い、特定動物の適正な飼養管理を徹底する。</p> <p>(ウ) 個体識別措置の徹底</p> <p>特定動物は厳重な管理が求められるため、個体識別措置の徹底について指導する。</p>		
(9) 人材育成 ①現状と課題	(9) 人材育成 ① 現状と課題	(8) 体制整備・人材育成 ① 動物管理センターの機能強化	(8) 体制整備・人材育成 ① 動物管理センターの機能強化	

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
<p>動物の愛護及び管理に関する施策の対象は、広範かつ多岐にわたっており、施策の実施に当たっては相当の知識や技術が必要であることから、地方公共団体は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する動物愛護担当職員を置くことができることとされている。</p> <p>また、動物の愛護及び管理に関する施策の中には民間の有識者等による対応を求めることによって、行政の限界を超えて地域に根付いた形で動物の愛護及び管理が広がっていくことが期待される課題もある。しかし、例えば都道府県知事、指定都市及び中核市の長により委嘱された動物愛護推進員等の人数は、平成 15 年度末には、98 地方公共団体中 21 地方公共団体、約 1400 人であったところ、平成 23 年度末には、108 地方公共団体中 60 地方公共団体、約 2900 人へ増加したが、民間の有識者等に対して協力を求めることができるような体制の整備はまだ十分とはいえない状況にある。このため、動物愛護推進員等の人材の育成等を更に積極的に推進していく必要がある。</p> <p>②講ずべき施策</p> <p>ア 国は、動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。</p> <p>イ 関係地方公共団体等における協議会の設置及び動物愛護推進員等の委嘱を推進するとともに、被災動物への対応、不適正</p>	<p>動物の愛護及び管理に関する施策の対象は、広範かつ多岐にわたっており、施策の実施に当たっては相当の知識や技術が必要である。令和元年改正法において、都道府県、指定都市及び中核市は動物愛護管理員等の担当職員を置くこととされ、指定都市及び中核市以外の市区町村も、動物愛護管理担当職員を置くよう努めることとされた。</p> <p>また、民間を含めた多様な組織や人材の参画・協働も必要である。都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長により委嘱された動物愛護推進員等の人数は、平成 30 年度末で 125 地方公共団体中 72 地方公共団体、約 3400 人となっているものの、未だ委嘱のない地方公共団体もあるなど、民間の有識者等に対して協力を求めることができるような体制の整備はまだ十分とは言えない状況にある。</p> <p>このため、行政の担当職員や動物愛護推進員等の人材の育成等を更に積極的に推進していく必要がある。</p> <p>②講ずべき施策</p> <p>ア 国は、動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。</p> <p>イ 関係地方公共団体等における協議会の設置及び動物愛護推進員等の委嘱を推進するとともに、動物虐待等の該当性について</p>	<p>～現状と課題～</p> <p>県では、昭和 57 年に動物管理センターを設立し、各厚生センター等と連携しながら、犬の捕獲、犬・猫の引取り、負傷動物の収容等の動物管理業務を行っている。これまで、引取り数等の減少を図るため、犬のしつけ方教室等適正飼養の普及啓発や、命ある犬及び猫が終生飼養されるよう啓発する動物愛護業務、引き取った動物を新しい飼い主に譲渡する事業等に取り組んでいる。</p> <p>しかし、動物管理センターは、動物の管理及び処分に必要な場として作られているため、動物の管理から愛護に移行しつつある時代の流れの中で、事業の遂行に支障をきたしている。建物自体も老朽化しており、毎年多くの修繕を必要としている。</p> <p>また、負傷動物の収容や譲渡動物のケア等に対しても、獣医師の配置数が少なく治療等の対応が困難な現状にある。</p> <p>今後は、動物管理センターが、県内における動物愛護活動の拠点として、機能を強化拡充することが課題である。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 管理処分の施設から動物愛護の拠点施設へ</p> <p>動物ふれあい教室や犬のしつけ方教室等の動物愛護事業を拡充して実施することのできる、ふれあいや譲渡を目的とした施設設備等の確保に努めるとともに、動物愛護推進</p>	<p>～現状と課題～</p> <p>県では、昭和 57 年に動物管理センターを設立し、各厚生センター等と連携しながら、犬の捕獲、犬・猫の引取り、負傷動物の収容等の動物管理業務を行っている。これまで、引取り数等の減少を図るため、犬のしつけ方教室等適正飼養の普及啓発や、命ある犬及び猫が終生飼養されるよう啓発する動物愛護業務、引き取った動物を新しい飼い主に譲渡する事業等に取り組んでいる。</p> <p>しかし、動物管理センターは、動物の管理及び処分に必要な場として作られているため、動物の管理から愛護に移行しつつある時代の流れの中で、平成 30 年度に行った講義室及び猫飼育室の大規模改修をはじめ、適宜改修しながら使用している。しかし、建物自体も老朽化しており、毎年多くの修繕を必要としている。</p> <p>また、収容動物のケア等に対しても、獣医師の配置数が少なく治療等の対応が困難な現状にある。</p> <p>令和元年改正法において、都道府県等が設置する施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにすることや動物愛護管理センターが行う業務が明確化されたことを踏まえ、今後は、動物管理センターが、県内における動物愛護活動の拠点として、機能を強化拡充することが課題である。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 管理処分の施設から動物愛護の拠点施設へ</p> <p>動物ふれあい教室や犬のしつけ方教室等の動物愛護事業を拡充して実施することのできる、ふれあいや譲渡を目的とした施設設備等の確保に努めるとともに、動物愛護推進</p>	<p>実状を踏まえ修正</p> <p>法改正に伴い追加</p>

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
<p>飼養等の事案への対応等、動物愛護推進員制度が十分に機能するよう、国は地方公共団体に対して情報提供や技術的助言を着実に実施すること。</p> <p>ウ 適正飼養に関する専門的知識及び技能等を保持する人材をより活用していくため、人材情報を関係者間で共有する仕組みを検討する等、国及び関係地方公共団体等における官民の連携事業を推進すること。</p>	<p>の客観的な判断や関係者への適切かつ効果的な監視・指導を行うために必要な研修等の実施を通じ、専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。</p> <p>ウ 国及び関係地方公共団体等における官民の連携事業の推進により、普及啓発教材の作成・配布や各種研修会・講演会の開催等を通じて、適正飼養に関する専門的な知識及び技能等を保持する人材の育成を図ること。</p>	<p>員や関係団体等の協力を得て、県民が集う、開かれた動物愛護の拠点施設となることを目指す。</p> <p>(イ) 動物の保護管理体制の充実 負傷動物の治療だけでなく、将来的には譲渡する犬及び猫の不妊・去勢手術を行うことも視野に入れ、動物愛護の拠点として取り組めるよう体制の充実を検討する。</p> <p>② 動物愛護団体、業界団体の育成及び連携 ～現状と課題～ 動物愛護に関することは、地域の住民の生活に密着しているため、行政のみでの解決が困難な場合が多く存在する。そのため専門的知識と行動力を有する動物愛護団体や業界団体の協力の下、協働して問題の解決に取り組むことが必要である。 現在、公益社団法人富山県獣医師会、公益社団法人日本愛玩動物協会富山県支部、特定非営利活動法人ピース・アニマルズ・ホームの3団体が動物愛護協議会及び動物愛護推進員へ参加しており、また、動物愛護フェスティバル等でも協力体制を築いている。今後とも、連携しながら各種動物愛護事業の推進に努める必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～ (ア) 既存団体との連携 現在、動物愛護フェスティバル等に協力いただいている団体と連絡協議会（仮称）を設け、連携を密にし、課題の共有を図り、動物愛護の普及に努める。</p>	<p>員や関係団体等の協力を得て、県民が集う、開かれた動物愛護の拠点施設となることを目指す。</p> <p>(イ) 動物の保護管理体制の充実 将来的には収容動物の診療や譲渡する犬及び猫の不妊・去勢手術を行うことで致死処分数の減少を図り、動物愛護の拠点として取り組めるよう人員・設備面ともに体制の充実を検討する。</p> <p>② 動物愛護団体、業界団体の育成及び連携 ～現状と課題～ 動物愛護に関することは、地域の住民の生活に密着しているため、行政のみでの解決が困難な場合が多く存在する。そのため専門的知識と行動力を有する動物愛護団体や業界団体の協力の下、協働して問題の解決に取り組むことが必要である。 現在、公益社団法人富山県獣医師会、富山県愛玩動物協会、特定非営利活動法人ピース・アニマルズ・ホームの3団体が動物愛護協議会及び動物愛護推進員へ参加しており、また、動物愛護フェスティバル等でも協力体制を築いている。今後とも、連携しながら各種動物愛護事業の推進に努める必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～ (ア) 既存団体との連携 現在、動物愛護フェスティバル等に協力いただいている団体と連絡協議会（仮称）を設け、連携を密にし、課題の共有を図り、動物愛護の普及に努める。</p>	<p>文言の追加</p> <p>団体名称の変更に伴い修正</p>

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
		<p>(イ) 動物取扱業者等団体の結成 動物の飼い主にとって最も身近な専門家である取扱業者の資質向上及び健全な発展が図られるよう、関係者による団体の結成に努める。</p> <p>(ウ) 連携協力による動物愛護フェスティバル等の開催 動物愛護フェスティバルが、それぞれの愛護団体等の長所を生かした協力のもと、動物愛護の普及の一大イベントとして多くの県民が集えるものとなるよう努める。また、動物ふれあい教室をはじめ、その他の動物愛護事業について、連携協力のもと実施する。</p> <p>③ 動物愛護協議会の活用及び動物愛護推進員の活躍の場の拡大 ～現状と課題～ 県では、平成 15 年 2 月に動物愛護協議会を発足させ、動物愛護行政のあり方や動物愛護推進員の活動支援等について協議している。この動物愛護協議会は、平成 7 年 3 月に設置した動物愛護懇話会と、これを改組し平成 12 年 3 月に設置した動物愛護検討委員会の流れを汲んでおり、従来からの県の動物愛護行政のあり方等に加えて、動物愛護推進員の活動支援等についても協力いただいている。</p> <p>また、平成 15 年 7 月から、地域の実態を十分理解し、地域における動物愛護及び適正飼養の推進の中心的役割を担ってもらうために、動物愛護推進員を委嘱している。</p> <p>これまで、動物愛護推進員は、個別に活動されているところではあるが、未だ本来の役割が十分に発揮されているとは言い難い状況であり、今後、市町村や自治会等の支援を</p>	<p>(イ) 動物取扱業者等団体の結成 動物の飼い主にとって最も身近な専門家である取扱業者の資質向上及び健全な発展が図られるよう、関係者による団体の結成に努める。</p> <p>(ウ) 連携協力による動物愛護フェスティバル等の開催 動物愛護フェスティバルが、それぞれの愛護団体等の長所を生かした協力のもと、動物愛護の普及の一大イベントとして多くの県民が集えるものとなるよう努める。また、動物ふれあい教室をはじめ、その他の動物愛護事業について、連携協力のもと実施する。</p> <p>③ 動物愛護協議会の活用及び動物愛護推進員の活躍の場の拡大 ～現状と課題～ 県では、平成 15 年 2 月に動物愛護協議会を発足させ、動物愛護行政のあり方や動物愛護推進員の活動支援等について協議している。この動物愛護協議会は、平成 7 年 3 月に設置した動物愛護懇話会と、これを改組し平成 12 年 3 月に設置した動物愛護検討委員会の流れを汲んでおり、従来からの県の動物愛護行政のあり方等に加えて、動物愛護推進員の活動支援等についても協力いただいている。</p> <p>また、平成 15 年 7 月から、地域の実態を十分理解し、地域における動物愛護及び適正飼養の推進の中心的役割を担ってもらうために、動物愛護推進員を委嘱している。</p> <p>これまで、動物愛護推進員は、個別に活動されているところであり、所有者のいない猫の不妊去勢手術推進事業の活用や、市町村、自治会等の支援を得ながら、動物愛護推進員</p>	

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
(10) 調査研究の推進 ①現状と課題	(10)調査研究の推進 ① 現状と課題	<p>得ながら、動物愛護推進員間の連携を促し、活動の充実に努める必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 動物愛護協議会の開催 毎年1回以上開催し、県の動物愛護行政のあり方に関することや動物愛護推進員の活動支援等に関することについて幅広い立場から協議し、より良い動物愛護の普及に努める。</p> <p>(イ) 動物愛護推進員の委嘱 今後も継続して多様な人材に委嘱し、市町村や団体等と連携の上、地域における動物愛護及び適正飼養を推進する核としての活動を促す。</p> <p>(ウ) 動物愛護推進員の連携の強化と活躍の場の拡大 動物愛護推進員に対し、地域における適正飼養等への取り組みに対し、積極的な情報の提供及びパンフレット等の配布を通じて、その自主的な活動を支援する。 また、譲渡会等で譲渡を受けた動物等のアフターケア、動物愛護フェスティバルや動物ふれあい教室等への参加等、活躍の場の拡大を図る。 さらに、定期的な意見交換会の開催や推進員通信による情報の共有化等を進め、動物愛護推進員がコミュニケーションをとりやすい環境を提供することにより、動物愛護推進員が連携して行う愛護活動を促進する。</p> <p>(9) 調査研究の推進 ① 動物由来感染症への取り組み ～現状と課題～</p>	<p>間の連携を促し、活動の充実に努める必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 動物愛護協議会の開催 毎年1回以上開催し、県の動物愛護行政のあり方に関することや動物愛護推進員の活動支援等に関することについて幅広い立場から協議し、より良い動物愛護の普及に努める。</p> <p>(イ) 動物愛護推進員の委嘱 今後も継続して多様な人材に委嘱し、市町村や団体等と連携の上、地域における動物愛護及び適正飼養を推進する核としての活動を促す。</p> <p>(ウ) 動物愛護推進員の連携の強化と活躍の場の拡大 動物愛護推進員に対し、地域における適正飼養等への取り組みに対し、積極的な情報の提供及びパンフレット等の配布を通じて、その自主的な活動を支援する。 また、譲渡会等で譲渡を受けた動物等のアフターケア、動物愛護フェスティバルや動物ふれあい教室等への参加等、活躍の場の拡大を図る。 さらに、定期的な意見交換会の開催や推進員通信による情報の共有化等を進め、動物愛護推進員がコミュニケーションをとりやすい環境を提供することにより、動物愛護推進員が連携して行う愛護活動を促進する。</p> <p>(9) 調査研究の推進 ① 動物由来感染症への取り組み ～現状と課題～</p>	

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
<p>動物の愛護及び管理に関する調査研究は、関係する分野が多岐にわたり、かつ応用的であるといった特徴を有していることから関係学会等は広範にわたっており、その知見等が体系的に整理されているとはいえない状況にある。多くの国民の共感を呼び、自主的な参加を幅広く促すことができる動物の愛護及び管理に関する施策を進めるためには、科学的な知見等に基づいた施策の展開も重要であることから、動物の愛護及び管理に関する国内外の事例・実態に関する調査研究を推進する必要がある。また、<u>海外での研究や知見の蓄積を活かしつつ、国内における犬猫等の流通及び飼養実態を踏まえた科学的知見を充実させる必要がある。</u></p> <p>②講ずべき施策</p> <p>ア <u>国は、犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための幼齢の犬猫を親等から引き離しても良い適切な時期についての科学的知見を充実させること。</u></p> <p>イ <u>国は、マイクロチップの普及促進及び販売の用に供せられる犬猫等にマイクロチップを装着させるための方策について調査研究を実施すること。</u></p> <p>ウ <u>関係機関が協力して、諸外国の制度、科学的知見に関する文献及び国内における遺棄、虐待の罰則の適用状況及び具体的事例等に係る情報収集を行うこと。</u></p>	<p>動物の愛護及び管理に関する調査研究は、関係する分野が多岐にわたり、かつ応用的であるといった特徴を有していることから関係学会等は広範にわたっており、その知見等が体系的に整理されているとは言えない状況にある。多くの国民の共感を呼び、自主的な参加を幅広く促すことができる動物の愛護及び管理に関する施策を進めるためには、科学的な知見等に基づいた施策の展開も重要であることから、動物の愛護及び管理に関する国内外の事例・実態に関する調査研究を推進する必要がある。</p> <p>② 講ずべき施策</p> <p>ア <u>動物虐待等の該当性についての客観的な判断に資するよう、国内における虐待、遺棄等の具体的事例、罰則の適用状況、科学的知見等の集積を行うとともに、それらの分析・評価を進めること。</u></p> <p>イ <u>アニマルウェルフェアの考え方と諸外国等における制度とその運用実態について、文化的・社会的背景等を含めて情報収集を行い、アニマルウェルフェアや動物愛護の考え方、課題、留意点等について整理すること。</u></p> <p>ウ <u>脊椎動物の苦痛の感受性について、関係機関の協力を得ながら、諸外国等における調査研究、制度とその運用の事例等について情報の収集を行い、時代背景と社会認識</u></p>	<p>現在、世界には、動物から人間に感染する「動物由来感染症」が 300 近く存在すると言われている。</p> <p>県では、平成 11 年度から動物由来感染症の予防体制整備事業に取り組んできており、これまで家畜や犬・猫等のペットが媒介するといわれる Q 熱、げっ歯類やマダニ類が媒介する腎症候性出血熱・ライム病・ツツガムシ病、蚊が媒介するウエストナイル熱等について調査研究を実施している。</p> <p>日本は、温帯に位置することや、島国という要因等により、比較的動物由来感染症の種類は少ないとされているが、近年の交通手段の発達や自然環境の変化、野生動物のペット化等により、新興感染症の出現や克服されたと考えられていた感染症が再び勢いを取り戻すなどしているため、今後も動物由来感染症の予防体制を整備していく必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 動物由来感染症の調査研究</p> <p>今後も継続して、必要と考えられる動物由来感染症の調査研究に取り組む。</p> <p>② 動物の愛護管理、飼養に関するデータの収集整理</p> <p>～現状と課題～</p> <p>現在、県における動物の愛護管理、飼養に関するデータは、犬の登録、狂犬病予防注射済み票の交付、犬の捕獲、犬及びねこの引取り、負傷動物の収容、動物取扱業の登録、特定動物の飼養・保管許可等の行政執行に伴うものが中心である。</p> <p>今後、人と動物とが共生できる社会の実現に向けて、県民の動物に対する意識等の把握</p>	<p>現在、世界には、動物から人間に感染する「動物由来感染症」が 300 近く存在すると言われている。</p> <p>県では、平成 11 年度から動物由来感染症の予防体制整備事業に取り組んできており、これまで家畜や犬・猫等のペットが媒介するといわれる Q 熱、げっ歯類やマダニ類が媒介する腎症候性出血熱・ライム病・ツツガムシ病・重症熱性血小板減少症候群 (SFTS)、蚊が媒介するウエストナイル熱等について調査研究を実施している。</p> <p>日本は、温帯に位置することや、島国という要因等により、比較的動物由来感染症の種類は少ないとされているが、近年の交通手段の発達や自然環境の変化、野生動物のペット化等により、新興感染症の出現や克服されたと考えられていた感染症が再び勢いを取り戻すなどしているため、今後も動物由来感染症の予防体制を整備していく必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～</p> <p>(ア) 動物由来感染症の調査研究</p> <p>今後も継続して、必要と考えられる動物由来感染症の調査研究に取り組む。</p> <p>② 動物の愛護管理、飼養に関するデータの収集整理</p> <p>～現状と課題～</p> <p>現在、県における動物の愛護管理、飼養に関するデータは、犬の登録、狂犬病予防注射済み票の交付、犬の捕獲、犬及びねこの引取り、負傷動物の収容、動物取扱業の登録、特定動物の飼養・保管許可等の行政執行に伴うものが中心である。</p> <p>今後、人と動物とが共生できる社会の実現に向けて、県民の動物に対する意識等の把握</p>	<p>調査研究を追加</p>

富山県動物愛護管理推進計画対照表 (R3～)

国 基本指針		富山県動物愛護推進計画		備 考
現 行	改 正	現 行	改正案	
<p>第3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項</p> <p>【以下省略。項目のみ列挙】</p> <p>1 計画策定の目的 2 計画期間 3 対象地域 4 計画の記載項目 5 策定及び実行 (1) 多様な意見の集約及び合意形成の確保 (2) 関係地方公共団体との協議 (3) 計画の公表等 (4) 実施計画の作成 (5) 点検及び見直し</p> <p>第4 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し</p>	<p>の変化や具体的な技術の進歩等に応じて、その取扱いの在り方の整理を行うこと。</p> <p>エ 動物の殺処分の方法について、関係機関の協力を得ながら、諸外国等における科学的知見や制度等について情報収集を行い、従事者の安全性や心理的な負担等も考慮して、基本的な考え方や具体的な手法について再整理すること。</p> <p>オ 関係機関が協力して、諸外国の制度、科学的知見に関する文献、国内における動物の飼養保管の実態、ペット飼育による社会的効用や新たな社会需要等に係る情報収集を行うこと。</p> <p>第3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項</p> <p>【以下省略。項目のみ列挙】</p> <p>1 計画策定の目的 2 計画期間 3 対象地域 4 計画の記載項目 5 策定及び実行 (1) 多様な意見の集約及び合意形成の確保 (2) 関係地方公共団体との協議 (3) 計画の公表等 (4) 実施計画の作成 (5) 点検及び見直し</p> <p>第4 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し</p>	<p>を行う必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～ (ア) データの収集及び整理 アンケートを行う等によりデータを収集し、また、過去のデータの整理を行い、今後の動物愛護管理行政の推進に活用する。</p> <p>6 推進計画の実現に向けて (1) 実施計画の策定と公表 富山県動物愛護推進計画の策定を受け、その実現に向けて実施計画を毎年策定し公表するものとする。</p> <p>(2) 実施計画の達成状況と講ずべき施策の点検及び見直し 年度の終了毎に実施計画の達成状況を把握し、その達成度等を検証して、講ずべき施策の点検及び見直しを行うものとする。</p>	<p>を行う必要がある。</p> <p>～講ずべき施策～ (ア) データの収集及び整理 アンケートを行う等によりデータを収集し、また、過去のデータの整理を行い、今後の動物愛護管理行政の推進に活用する。</p> <p>6 推進計画の実現に向けて (1) 実施計画の策定と公表 富山県動物愛護推進計画の策定を受け、その実現に向けて実施計画を毎年策定し公表するものとする。</p> <p>(2) 実施計画の達成状況と講ずべき施策の点検及び見直し 年度の終了毎に実施計画の達成状況を把握し、その達成度等を検証して、講ずべき施策の点検及び見直しを行うものとする。</p>	